

地上基幹放送局
再免許等申請マニュアル

令和5年4月
総務省情報流通行政局

目次

1	令和5年再免許等について	4
2	申請から再免許等までの流れ	5
3	審査項目	6
	(1) 電波法・放送法等に基づく審査項目	6
	(2) 行政手続法に基づく審査基準	8
	(3) 比較審査となった場合の審査項目	8
4	免許等	9
	1 予備免許等	9
	2 試験電波の発射	9
	3 落成後の検査	10
	4 免許	10
	5 運用開始	10
5	申請書及び添付書類の提出について	11
	第1 特定地上基幹放送事業者（多重放送単営社を除く。）及び基幹放送局提供事業者	11
	第2 特定地上基幹放送事業者（多重放送単営社に限る。）	16
	第3 認定基幹放送事業者	17
	【付録1】無線局事項書及び工事設計書作成上の留意事項	20
	【付録2】申請書等の提出部数や記載例等	27
	別表1 申請書等の提出部数について	28
	別表2 免許及び再免許における提出を要する事業計画等について	29
	別表3 認定における提出を要する事業計画書について	30
	再免許（免許）申請書の記載例	31
	無線局事項書（2枚目）「22 事業計画等（別紙）」及び「地上基幹放送に係る事業計画書」等の記載について	35
	別紙 無線局事項書17 無線設備の工事費	41
	(1) 提出資料の概要	43
	ア 無線局事項書（2枚目）「22 事業計画等（別紙）」	43
	イ 放送法施行規則別表第七の一号「地上基幹放送に係る事業計画書」等	48
	(2) 各項目の記載方法	50

ア 無線局事項書（2枚目）「22 事業計画等（別紙）」	50
－（1）経営形態及び資本又は出資の額－	50
－（2）事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法－	50
－（3）主たる出資者及びその議決権の数－	50
－（4）10分の1を超える議決権を有する者に関する事項－	51
－（5）10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1 を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信 用地上基幹放送事業者に関する事項－	53
－（6）役員に関する事項－	54
－（7）放送番組の編集の基準－	54
－（8）放送番組の編集に関する基本計画－	55
－（9）週間放送番組の編集に関する事項－	55
－（10）放送番組の審議機関に関する事項	62
－（11）放送番組の編集の機構及び考査に関する事項－	63
－（12）災害放送に関する事項－	63
－（15）放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要－	64
－（16）将来の事業予定－	65
－（17）事業収支見積り－	73
－（18）放送番組の主たる利用見込者－	76
－（19）免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績－	77
イ 放送法施行規則別表第七の一号「地上基幹放送に係る事業計画書」等	81
（ア）放送法施行規則別表第七の一号 第1 地上基幹放送に係る事業計画書	81
－（1）経営形態及び資本又は出資の額－	82
－（2）事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法－	82
－（3）主たる出資者及びその議決権の数－	82
－（4）10分の1を超える議決権を有する者に関する事項－	83
－（5）10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1 を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信 用地上基幹放送事業者に関する事項－	84
－（6）役員に関する事項－	85
－（7）放送番組の編集の基準－	86
－（8）放送番組の編集に関する基本計画－	86
－（9）週間放送番組の編集に関する事項－	86
－（10）放送番組の審議機関に関する事項	92
－（11）放送番組の編集の機構及び考査に関する事項－	93
－（12）災害放送に関する事項－	93
－（15）基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要－	94
－（16）将来の事業予定－	94
（イ）放送法施行規則別表第八号 事業収支見積り	96
第1 見積表	96
第2 見積りの根拠	98
第3 放送番組の主たる利用見込者	98
無線局事項書（6枚目）「33 特定役員の氏名又は名称」等の記載について	100
（1）無線局事項書（6枚目）33から35の記載について	100
（2）業務認定申請書「特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」及び「外 国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」の記載につ いて	104

工事設計書記載例	105
6 問い合わせ先一覧	113

《別冊》

関係法令抜粋（令和5年4月20日現在）

本冊子「地上基幹放送局再免許等申請マニュアル」は、国内放送を行う基幹放送のうち、中波放送、短波放送、超短波放送、テレビジョン放送並びに超短波多重放送を行う地上基幹放送局の再免許（免許）及び地上基幹放送の業務の認定（以下「再免許等」という。）の申請手続について解説するものです。

コミュニティ放送、臨時かつ一時の目的のための放送及び受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局の再免許等は、本マニュアルの対象外です（受信障害対策中継放送については「山間地等における難視聴解消のための受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許及び再免許申請手続きについて」を参照してください。）。

1 令和5年再免許等について

- (1) 地上基幹放送局（コミュニティ放送及び臨時かつ一時の目的のための放送を行うものを除く。）の免許及び地上基幹放送の業務の認定の有効期間は5年間であり、現在受けている免許の有効期間は令和5年10月31日に満了するため、特定地上基幹放送事業者については再免許の申請が必要となります。

また、新規に基幹放送局の開設を希望する者の免許及び地上基幹放送の業務の認定についても、下表の申請期間内（令和5年5月1日から7月31日まで）に申請が必要となります。

- (2) 総務省においては、再免許等の申請受付後、書面審査及び必要に応じてヒアリングを行い、10月下旬を目処に、免許状（新規申請にあつては予備免許通知書）等を交付する予定です。

<令和5年再免許等スケジュール>

令和5年 5月1日（月）	再免許等申請 受付開始
7月31日（月）	再免許等申請 受付終了
10月（予定）	電波監理審議会への諮問 免許状等の交付

(注) 免許の有効期間が1年以内の局については、その有効期間満了前1か月までに再免許の申請を行うことができます。

2 申請から再免許等までの流れ

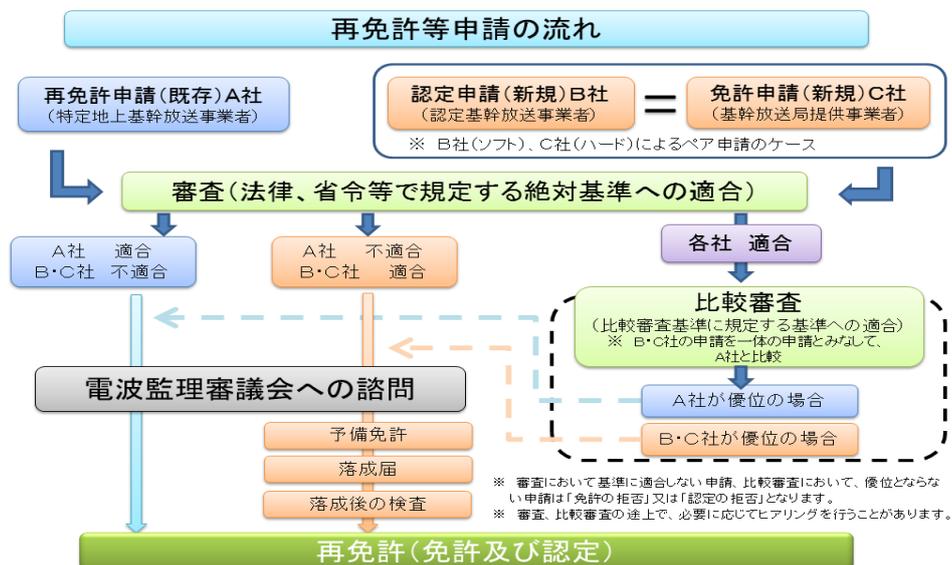
地上基幹放送局の再免許等の流れについては、下図のとおりです。

また、地上基幹放送局について、基幹放送の業務に用いる無線局の設置・運用（ハード）と放送の業務（ソフト）を分離し、それぞれ異なる者が無線局の「免許」と放送の業務の「認定」を受けることも、業務を分離せずに、基幹放送の業務を行う者が無線局の「免許」のみを受けることも可能です。

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 6 条第 8 項の規定により、基幹放送局であって、総務大臣が公示（平成 24 年総務省告示第 426 号）する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行う必要があります。再免許の申請の場合も同様です。

なお、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 6 条の 4 の規定に基づき、以下の（1）～（5）に該当する地上基幹放送局は、公示する期間に申請することを要しませんが、無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）第 18 条の規定により、再免許の申請は、免許の有効期間の満了前 3 ヶ月以上 6 ヶ月を超えない期間において行う必要があります。

- (1) 日本放送協会の基幹放送局であって他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの以外のもの
- (2) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局
- (3) 多重放送を行う基幹放送局
- (4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局
- (5) 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（総務大臣が告示（平成 26 年総務省告示第 183 号）するもの（再免許に係るものを除く。）を除く。）



3 審査項目

地上基幹放送局の再免許（免許）の申請に対しては電波法第5条、第6条及び第7条第2項により審査を行います。地上基幹放送の業務の認定の申請に対しては放送法第93条第1項により審査を行います。

(1) 電波法・放送法等に基づく審査項目

ア 工事設計が電波法第三章に定める技術基準に適合すること。	
関係条項	電波法第7条第2項第1号
審査内容	工事設計が電波法第三章（無線設備）の技術基準や無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）等に適合しているか審査を行います。

イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法に定める技術基準に適合すること。	
関係条項	電波法第7条第2項第1号、同項第4号イ 放送法第93条第1項第3号
審査内容	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）等に適合しているか審査を行います。

ウ 基幹放送用周波数使用計画に基づき、周波数の割当てが可能であること。	
関係条項	電波法第7条第2項第2号
審査内容	基幹放送に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）に基づき、周波数の割当てが可能であるか審査を行います。

エ 当該業務を維持するに足る経理的基礎があること。	
関係条項	電波法第7条第2項第3号 放送法第93条第1項第2号
審査内容	無線設備の工事費の妥当性及び資金調達の確実性、事業計画及び事業収支見積りの妥当性、免許期間5年間を通じての経理的基礎があるか審査を行います。

オ 当該業務を維持するに足りる技術的能力があること。	
関係条項	電波法第7条第2項第3号 放送法第93条第1項第2号
審査内容	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務を確実に実施するため、適正に要員を配置すること、緊急時の連絡体制が整備されていること及び設備維持業務に従事する者が業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることについて審査を行います。

カ 放送法第93条第1項第5号に掲げる要件に該当すること。	
関係条項	電波法第7条第2項第4号ロ 放送法第93条第1項第5号
審査内容	基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）に規定する要件に適合しているか審査を行います。

キ 基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。	
関係条項	電波法第7条第2項第4号ハ 放送法第93条第1項第6号
審査内容	基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するため、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）等に規定する要件（放送番組の編集の基準、放送番組供給協定、災害放送の実施等）に適合しているか審査を行います。

クー1 地上基幹放送の業務の認定を受けようとする者が放送法第93条第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。	
クー2 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。	
関係条項	電波法第7条第2項第5号（クー1） 放送法第93条第1項第1号（クー2）
審査内容	基幹放送局提供事業者及び認定基幹放送事業者（それぞれ地上基幹放送の業務を行う場合に限る。）は、当該免許又は認定の申請において、相手方となる事業者が確保されることが条件となることから、それぞれの相手方の確保の可能性及び適格性について審査を行います。

ケ 基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	
関係条項	電波法第7条第2項第7号
審査内容	基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）に規定する基準（事業計画の実施の確実性、送信空中線の設置場所等、既設局への妨害排除等）に合致しているか審査を行います。

コ 欠格事由に合致しないこと。	
関係条項	電波法第5条 放送法第93条第1項第7号
審査内容	外資規制に係る欠格事由に該当しているか審査を行います。

（2） 行政手続法に基づく審査基準

行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づく審査基準として定める電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）及び放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）により、具体的な審査を行います。

（3） 比較審査となった場合の審査項目

電波法関係審査基準第3条（13）の規定により、「基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合」に該当する場合は、基幹放送局の開設の根本的基準第10条の規定に基づき、以下のとおり審査を行います。

ア テレビジョン放送及びラジオ放送（以下のイに該当するものを除く。）

以下の評価項目について適合する度合いからそれぞれ評価点を付し、その合計点により優先順位を決定します。

- ① 事業計画の実施の確実性（基幹放送局の開設の根本的基準第3条第1項第1号関係）
- ② 放送対象地域内の世帯カバー率（基幹放送局の開設の根本的基準第9条関係）
- ③ 視聴覚障害者向け放送の実施（基幹放送局の開設の根本的基準第3条第1項、放送法関係審査基準別紙1の5関係）（中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。）
- ④ 放送の公正かつ能率的な普及（基幹放送局の開設の根本的基準第9条関係）

イ ラジオ放送（超短波放送を行う中継局による放送に限る。）

免許を受けるべき申請の順位は以下の順とし、同順位となった申請について更に審査を行う必要があるときは、開設の必要性、周波数利用の効率性、難聴解消世帯数その他の放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先します。

- ① 補完中継局以外の中継局
- ② 補完中継局

4 免許等

1 予備免許等

(1) 予備免許

無線局の開設の申請を審査した結果、適合していると判断した場合は、電波監理審議会の諮問・答申を経て、電波法第8条第1項の規定に基づき、以下の事項を指定して、無線局の予備免許を与えます。

- ア 工事落成の期限
- イ 電波の型式及び周波数
- ウ 呼出符号及び呼出名称
- エ 空中線電力
- オ 運用許容時間

なお、予備免許には、電波法第104条の2の規定に基づき「周波数及び空中線電力の指定の効力発生又は効力消滅の期日」等の条件及び期限を付することがあります。

(2) 認定

基幹放送の業務の申請を審査した結果、適合していると判断した場合は、電波監理審議会の諮問・答申を経て、放送法第94条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、認定をします。

- ア 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
- イ 放送対象地域
- ウ 基幹放送に係る周波数

2 試験電波の発射

予備免許を受けた者が電波法第10条の規定による落成後の検査を受ける前に、無線設備を工事設計に合致させるため、無線設備の試験又は調整のために行う電波の発

射（以下「試験電波の発射」という。）は、次の制限を受けますが、禁止されてはいません。

- (1) 試験電波の発射に際しては、電波法第 16 条の規定に準じて、事前に届け出なければなりません。
- (2) 試験電波の発射は、電波法第 39 条もしくは第 40 条に規定する無線従事者によって行われなければなりません。ただし、無線従事者は、必ずしも予備免許を受けた者に選任された者であることを要しません。
- (3) 試験電波の発射の方法は、無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）第 139 条の規定に基づき、行われなければなりません。この場合の呼出符号又は呼出名称は、予備免許の際に指定されたものを使用しなければなりません。
- (4) 試験電波の発射は、実際に電波を発射しなければその試験又は調整を行うことができない場合に限り、例えば、空中線の調整又は障害の軽減対策等が該当します。

3 落成後の検査

- (1) 工事の落成届
予備免許を受けた者は、電波法第 10 条の規定に基づき、無線局の工事が落成したときは、文書によりその旨を届け出なければなりません。
- (2) 検査
工事の落成届後、無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければなりません。
- (3) 登録検査等事業者制度
検査を受けようとする無線設備等について電波法第 24 条の 2 第 1 項の登録を受けた者が、登録検査等事業者等規則（平成 9 年郵政省令第 76 号）で定めるところにより行った点検の結果を記載した書類を添えて上記 3（1）の工事の落成の届出をした場合には、検査の一部を省略することができます。

4 免許

- (1) 免許の付与
3 の検査に合格した場合は、免許を与えます。
- (2) 免許の有効期間
免許の有効期間は通常 5 年間です。また、再免許を妨げるものではありません。

5 運用開始

免許を受けた者は、電波法第 16 条第 1 項の規定に基づき、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を届け出なければなりません。

5 申請書及び添付書類の提出について

基幹放送局の再免許等に係る申請書等の様式及び記載に係る注意事項は、以下のとおりです。

なお、申請の審査に当たっては、このマニュアルに記載されているもののほか、必要があると認めるときは、電波法第7条第6項の規定に基づき、別途資料の追加提出を求めることがあります。

第1 特定地上基幹放送事業者（多重放送単営社を除く。）及び基幹放送局提供事業者

1 申請書等の様式等

(1) 再免許(免許)申請書

無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号。以下「免許規則」という。）別表第一号の様式により「基幹放送の区分及び種類」ごとに一括して申請してください。

(2) 無線局事項書

ア 免許規則別表第二号第1の様式により提出してください。

イ 免許規則別表第二号第1注23の表の区分に従い、提出が必要となる「事業計画等」（P29別表2参照）を提出してください。

なお、「事業計画等（別紙）」の記載に当たっては、免許規則の規定によるほかP43～80の「無線局事項書（2枚目）」「22 事業計画等（別紙）」及び「地上基幹放送に係る事業計画書」等の記載については、その定めに従って記載してください。

(3) 工事設計書

免許規則別表第二号の二第1の様式により提出してください。

(4) 提出部数

P28の別表1のとおりです。

2 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要等

無線局事項書（2枚目）「19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、
「20 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲」及び「21 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力」の記載に当たっては、放送技術課が発行している「基幹放送に関する技術基準等に係る申請の手引き（第5版）（令和2年8月）」を参考にしてください。

※ 放送法施行規則が改正され（令和2年3月30日）、放送設備の安全・信頼性に関す

る技術基準に「サイバーセキュリティの確保」が追加されました。申請に際しては、「基幹放送に関する技術基準等に係る申請の手引き(第5版)(令和2年8月)」の「6. 放送設備のサイバーセキュリティ対策」及び「7. 安全信頼性の技術基準適合審査申請に必要な書類【参考】」を参考にしてください。

なお、各事項ともに、申請者の親局の申請において同申請者所属のその他の中継局の記載内容の全部が含まれる場合、その他の中継局の申請においては、本項に係る事項の記載を「〇〇DTV親局の同図を参照」のように記載することができます。

また、再免許の申請の場合において、本項に係る事項について過去に提出がなされており、かつ、申請者においてその内容に変更がないことを確認した場合は、「現に免許を受けているものと同一である」旨を記載し、当該事項に関する記載及び添付を省略することができます。

3 無線局事項書(2枚目)「22 事業計画等」の記載方法

無線局事項書(2枚目)「22 事業計画等」の作成に当たっては、以下の方法により記載してください。

- (1) 資料の作成に当たっては、P43～80の「無線局事項書(2枚目)「22 事業計画等」及び「地上基幹放送に係る事業計画書」等の記載について」に従って記載してください。なお、提出に当たり「(注)」の部分の記載は不要です。
- (2) 各資料は、無線局事項書と同様に日本産業規格A列4番としてください。
- (3) 各資料に記載する比率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までとしてください。なお「無線局事項書(6枚目)「34 外国人等直接保有議決権割合」「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」の欄は小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください(詳細はP100を参照)。
- (4) 別紙は親局の申請書のみ添付することとし、同一の総合通信局等の管内に複数の親局がある場合であって、代表する局に別紙を添付したときは、その他の親局の申請に当たっては別紙の提出を省略できるものとします。
- (5) 別紙の提出の省略に当たっては、免許規則別表第二号第1注24(8)に記載のとおり、「無線局事項書(2枚目)「23 備考」に、「親局」と「中継局」については、「〇〇DTV親局と同じ」のように、ラジオ・テレビ兼営社における「テレビジョン放送」と「中波放送」については「〇〇DTVと同じ」のように記載してください。
- (6) 各資料の上部中央に「項目の主名称」を記載してください。
- (7) 各資料の上部左上に「項目の副名称」を記載してください。
- (8) 各資料の下部に「提出年」、「申請者名」、「基幹放送の種類」及び「別紙番号」を記載してください。

※ 資料が複数ページになる場合には「別紙番号」に枝番を付してください。(例えば、

「別紙(9)イ-1」、「別紙(9)イ-2」としてください。

※「基幹放送の種類」については以下の略号にしたがって記載してください。なお、この略号は「無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表（平成16年総務省告示第860号）」に対応しています。

基幹放送の種類	略号
中波放送局	BMF
短波放送局	BR
超短波放送局	BFM
超短波放送局（外国語放送）	FFM
超短波文字多重放送局（有料放送を含む。）	PFC
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）（デジタル放送）	DHV

【提出資料のイメージ（地上テレビジョン放送の場合）】

— (6) 役員に関する事項 —

項目の主名称

△ △△△△△△
項目の副名称（(9) など副名称がある場合に記載（例：ア 放送番組表））

フリガナ 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への 該当の有無	備考
●● ●● □□ □□	▲▲ 県 × 市	(代) 取締役社長 (常)			□有 □無	

令和5年	(株)○○放送	DHV	別紙(6)
------	---------	-----	-------

提出年・申請者名、基幹放送の種類、別紙番号

4 無線局事項書（2枚目）「23 備考」の記載方法

無線局事項書（2枚目）「23 備考」に記載する事項は、以下のとおりです。

- (1) 申請に係る基幹放送局が、他の基幹放送局の放送番組を同時に中継して放送するものである場合は、当該他の基幹放送局から当該申請に係る基幹放送局までの放送番組の中継の方法を記載してください。
- (2) P14の「5 申請書及び添付書類の提出について」第1の5による「放送区域を示す図」の提出を省略する場合はその旨を記載してください。
- (3) P15の「5 申請書及び添付書類の提出について」第1の8による「工事

設計書」の提出を省略する場合、市町村合併による住所の変更のみがある場合は、それぞれその旨を記載してください。

- (4) P20の「5 申請書及び添付書類の提出について」【付録】1①「新スプリアス規格に対応した無線機器のご利用について」による旧スプリアス規定の適用を希望する場合はその旨を記載してください。
- (5) P26の「5 申請書及び添付書類の提出について」の【付録】1②「精密同期方式による同一周波放送を行う中継局（中波放送局）について」による精密同期方式による同一周波放送を行う場合はその旨を記載してください。
- (6) 無線局事項書（2枚目）「22 事業計画等」に係る別紙の提出について、無線局免許手続規則別表第二号第1号注23及び24（8）に基づき、当該別紙の提出を省略する場合は「事業計画等の欄の記載は、別紙(7)に記載のとおり、別紙（1）～（6）、（8）～（10）、（13）～（16）については何基幹放送局に同じ」のように記載してください。
- (7) 上記（1）から（6）までの記載のほか、免許規則別表第二号第1注24（3）、（4）、（6）、（7）、（9）に規定する事項。

5 放送区域内の世帯数情報等

無線局事項書（3枚目）「25 放送区域内の世帯数情報」については、令和2年国勢調査による世帯数を記載し、都道府県一市区町村コードの欄は原則、令和4年度末までの合併を反映した市、区、町又は村を単位に記載してください。

なお、電波法第6条第2項及び免許規則第7条第1項の規定に基づき提出する「放送区域を示す図」については、現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、省略することができます。

その場合、多重放送局以外の局については、無線局事項書（2枚目）「23 備考」に「〇〇については、現に免許を受けているものと同様のため添付を省略する」等のように、また、多重放送局については、同欄に「〇〇局(免許番号△△号)と同じにつき省略」等のように記載してください。

6 特定役員の氏名又は名称等

無線局事項書（6枚目）「33 特定役員の氏名又は名称」、「34 外国人等直接保有議決権割合」及び「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」については、P100の「無線局事項書（6枚目）「33 特定役員の氏名又は名称」等の記載について」に従って様式等を提出してください。

なお、記載内容を証する書類（以下「証拠種類」という。）は親局の申請書のみ添付することとし、複数の総合通信局等の管内に親局がある場合であって、本社所在地を放送対象地域とする親局の申請書に「証拠書類」を添付したときは、その他の親局の申請に当たっては「証拠書類」の提出を省略できるものとします。

7 工事設計書に関する留意点

工事設計書の提出が必要な場合は、工事設計書（2枚目）「16 その他の工事設計」の「電波法第3章に規定する条件に合致している」にチェックしてください。

8 工事設計書の提出を省略する場合

免許規則第17条の規定により、免許の有効期間中において、工事設計の内容に変更がない（旧様式の工事設計書である場合を含みます。）又は免許有効期間中の変更時に必要な事項が全て記載された工事設計書を提出していることにより、工事設計書の提出を省略する場合は、無線局事項書（2枚目）「23 備考」に「無線局免許手続規則第17条の規定に基づき工事設計書の提出を省略する」のように記載してください。

また、市町村合併により住所の変更のみがある場合は、工事設計書の提出を省略することができますので、その場合は、無線局事項書「23 備考」に「工事設計書「14 附属装置」委託監視者の住所を合併のため変更」のように記載するとともに、別紙として新住所を提出してください。

第2 特定地上基幹放送事業者（多重放送単営社に限る。）

1 申請書等の様式等

P11の「5 申請書及び添付書類の提出について」の「第1 特定地上基幹放送事業者（多重放送単営社を除く。）及び基幹放送局提供事業者」と同様の方法により記載してください。

2 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要等

無線局事項書（2枚目）「19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、及び「21 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力」の記載に当たっては、放送技術課が発行している「基幹放送に関する技術基準等に係る申請の手引き（第5版）（令和2年8月）」を参考にしてください。

※ 放送法施行規則が改正され（令和2年3月30日）、放送設備の安全・信頼性に関する技術基準に「サイバーセキュリティの確保」が追加されました。申請に際しては、「基幹放送に関する技術基準等に係る申請の手引き（第5版）（令和2年8月）」の「6. 放送設備のサイバーセキュリティ対策」及び「7. 安全信頼性の技術基準適合審査申請に必要な書類【参考】」を参考にしてください。

なお、各事項ともに記載する内容が電気通信設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一である場合には、記載及び添付を省略することができます。

その場合には、該当欄に「〇〇放送（免許人名）■局（免許番号△△号）と同じにつき省略」等のように記載してください。

また、再免許の申請の場合において、本項に係る事項について過去に提出がなされており、かつ、申請者においてその内容に変更がないことを確認した場合は、「現に免許を受けているものと同じである」旨を記載し、当該事項に関する記載及び添付を省略することができます。

3 無線局事項書（2枚目）「22 事業計画等」の記載方法

P12の「5 申請書及び添付書類の提出について」の「第1 特定地上基幹放送事業者（多重放送単営社を除く。）及び基幹放送局提供事業者」と同様の方法により記載してください。

再免許申請における親局・中継局の区分は、次のとおりです。

所 属	親 局	中継局
(財)道路交 通情報 システムセンター	日本放送協会所属超短波放送を行う基幹放送局において各放送対象地域ごとに親局とされている基幹放送局の電波に重畳して行っている基幹放送局	左以外 の局

4 無線局事項書（2枚目）「23 備考」の記載方法

P13の「5 申請書及び添付書類の提出について」の「第1 特定地上基幹放送事業者（多重放送単営社を除く。）及び基幹放送局提供事業者」と同様の方法により記載してください。

5 放送区域内の世帯数情報等

無線局事項書（3枚目）「25 放送区域内の世帯数情報」及び電波法第6条第2項及び免許規則第7条第1項に基づき提出する「放送区域を示す図」については、無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同一である場合には、記載及び添付を省略することができます。

その場合、無線局事項書「23 備考」に「放送区域内の世帯数情報及び放送区域を示す図については、〇〇放送（免許人名）■■局（免許番号△△号）と同じにつき省略」等のように記載してください。

6 特定役員の氏名又は名称等

無線局事項書（6枚目）「33 特定役員の氏名又は名称」、「34 外国人等直接保有議決権割合」及び「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」については、P14の「5 申請書及び添付書類の提出について」の「第1 特定地上基幹放送事業者（多重放送単営社を除く。）及び基幹放送局提供事業者」と同様の方法により記載してください。

7 工事設計書に関する留意点

工事設計書の提出が必要な場合は、工事設計書（1枚目）「16 その他の工事設計」の「電波法第3章に規定する条件に合致している」にチェックしてください。

8 工事設計書の提出を省略する場合

P15の「5 申請書及び添付書類の提出について」の「第1 特定地上基幹放送事業者（多重放送単営社を除く。）及び基幹放送局提供事業者」と同様の方法により記載してください。

第3 認定基幹放送事業者

1 申請書等の様式等

(1) 認定の申請

ア 認定申請書

放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）別表第六の一号の様式により申請してください。

イ 添付書類等

放送法施行規則別表第七の一号「地上基幹放送に係る事業計画書」、同規則別表第八号「事業収支見積り」、同規則別表第九号「基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力」及び同規則別表第十号「基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用」を提出してください。

(2) 用紙

業務認定申請書、事業収支見積り及び基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用の用紙は、日本産業規格A列4番としてください。

(3) 提出部数

P28の別表1のとおりです。

2 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要等

放送法施行規則別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」中の「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」及び同規則別表第九号「基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力」の記載に当たっては、放送技術課が発行している「基幹放送に関する技術基準等に係る申請の手引き（第5版）（令和2年8月）」を参考にしてください。

※ 放送法施行規則が改正され（令和2年3月30日）、放送設備の安全・信頼性に関する技術基準に「サイバーセキュリティの確保」が追加されました。申請に際しては、「基幹放送に関する技術基準等に係る申請の手引き（第5版）（令和2年8月）」の「6. 放送設備のサイバーセキュリティ対策」及び「7. 安全信頼性の技術基準適合審査申請に必要な書類【参考】」を参考にしてください。

3 特定役員の氏名又は名称等

業務認定申請書「特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」及び「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」については、P14の「5 申請書及び添付書類の提出について」の「第1 特定地上基幹放送事業者（多重放送単営社を除く。）及び基幹放送局提供事業者」と同様の方法により記載してください。

4 放送法施行規則別表第七の一号「地上基幹放送に係る事業計画書」等の提出方法

放送法施行規則別表第七の一号「地上基幹放送に係る事業計画書」、同規則別表第八号「事業収支見積り」及び同規則別表第十号「基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用」の作成に当たっては、以下の方法により記載してください。

(1) 資料の作成に当たっては、P48、P49、P81～99の「無線局事項書（2枚目）「22 事業計画等」及び「地上基幹放送に係る事業計画書」等の記載について」に従って記載してください。なお、提出に当たり「(注)」の部分の記載は不要です。

(2) 各資料の用紙は、日本産業規格A列4番としてください。

- (3) 各資料に記載する比率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位としてください。
- (4) 各資料の体裁については、P12 第1の「3 無線局事項書（2枚目）「22 事業計画等の記載方法」の（6）から（8）までを参照してください。

【付録 1】 無線局事項書及び工事設計書作成上の留意事項①

新スプリアス規格に対応した無線機器のご利用について ～旧スプリアス設備の使用期限は、「当分の間」に延期されました～

(1) 新スプリアス規格への対応について

世界無線通信会議（WRC）において、無線通信規則（RR: Radio Regulations）のスプリアス発射（必要周波数帯の外側に発射される不要な電波）の強度の許容値が改正されました。これを受けて、総務省では、平成17年12月1日に無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）を改正し、旧規則に基づく無線設備（旧スプリアス規格による無線設備）については、令和4年11月30日まで適用可能とする経過措置を設けていました。

今般、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等による無線設備の製造や移行作業に遅れが生じていることを考慮し、無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令117号）の附則第3条及び第5条の一部を改正し、新スプリアス規格への移行期限を延長しておりますので、再免許等の申請・無線機器の運用に当たっては、以下の点についてご留意ください。

【留意事項】

- 平成17年12月1日に改正された無線設備規則の基準に合致しない、または、合致することを確認していない無線設備（旧スプリアス設備）^{*}は、令和4年12月1日以降他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り「当面の間」使用することができます。
※ 例えば平成17年12月1日の改正前から使用している無線設備、旧基準でのみ技術基準適合証明又は工事設計認証を取得している無線設備等が該当します。
- 平成29年12月1日以降、旧スプリアスの技術基準による新たな開設、または、変更手続はできません。
- 無線設備のスプリアス規格の新旧が不明な場合には、旧スプリアス規格の無線設備と同様に取り扱います。

ただし、本件延長は、新型コロナウイルス等の影響による一時的な措置であることから、再免許申請等の申請に当たっては、新スプリアス規格への対応（旧スプリアス設備ではなく新スプリアス設備への変更、または、無線設備が新基準に合致することの確認）を進めていただくことを推奨いたします。詳細は、パンフレット¹又は総務省電波利用ホームページ²をご確認ください。

(2) 旧スプリアス規定の適用を受けようとする場合について

旧スプリアス規定の適用を受けようとする場合は、工事設計書の17の欄（備考）に「平成19年11月30日までに製造されている無線設備であり、旧スプリアス規定の適用を希望します。」と記載してください。

ただし、工事設計書の提出が省略できる局の場合は、無線局事項書の27の欄（備考）に「平成19年11月30日までに製造されている無線設備であり、旧スプリアス規定の適用を希望します。」と記載し、工事設計書の提出を省略することができるものとします。

¹ <http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/others/spurious/files/newpfrt.pdf>

² <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/keikasochi/index.htm?print>

なお、旧スプリアス設備を有する無線局であって免許の有効期間の満了日が令和4年12月1日以降となるものについては、再免許時に以下の旨の条件を付すことといたします。

無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）による改正後の無線設備規則第7条の基準（新スプリアス基準）に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。

無線機器のスーパーアス規格
の変更に伴い規格にあった
無線機器の運用が必要です



総務省

MIC

Ministry of Internal Affairs
and Communications

1

背景

世界無線通信会議(WRC)において、無線通信規則(RR: Radio Regulations)のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改正されました。

これに伴い、総務省では平成17年12月1日に無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正し、旧規則に基づく無線設備(旧スプリアス規格による無線設備)については、令和4年11月30日まで適用可能とする経過措置を設けていました。

今般、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等による無線設備の製造や移行作業に遅れが生じていることを考慮し、無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令117号)の附則第3条及び第5条の一部を改正し、新スプリアス規格への移行期限を延長することとしました。



2

経過措置

①旧スプリアス規則による無線設備で無線局の免許(登録)を受けている場合の当該設備の使用期限、②旧スプリアス規則に基づく技術基準適合証明・工事設計認証の有効期間、「令和4年11月30日」としていましたが、今般の改正により、①使用期限及び②有効期間を「当分の間」に延長することとしました。

ただし、本改正省令の附則において、旧スプリアス規格による無線設備の使用は、令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することができる旨の条件を設けるとともに、無線局免許状に記載された使用条件の読替え規定を設けることとしました。

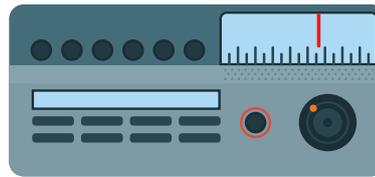
3

新スプリアス規格への対応に関する具体的な手続

1 機器の更新に併せた買い換え



買い替え



手続

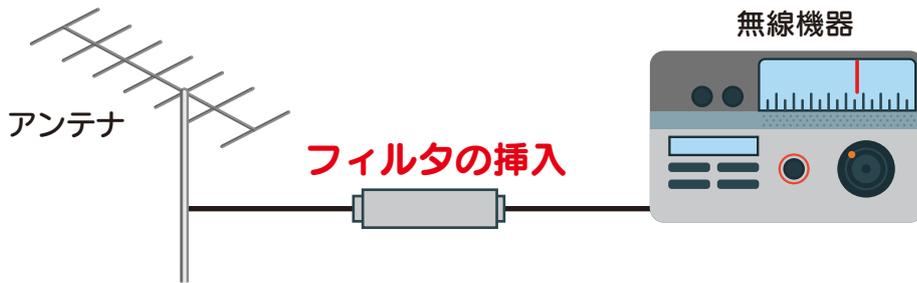
免許人が変更申請又は変更届を総合通信局に提出

変更検査が必要な場合もあります。

総合通信局で許可又は受理

現在お使いの無線機器を更新される際には、新スプリアス規格に適合した無線機器の使用をお願いいたします。手続としては、総合通信局に変更申請又は変更届のご提出が必要です。なお、無線機器によっては、変更検査が必要となる場合もあります。

2 送信機出力端子と空中線との間にフィルタを挿入



手続

免許人が変更申請を総合通信局に提出

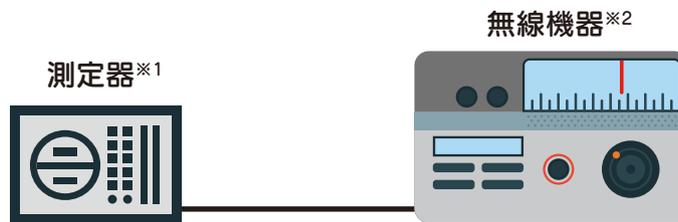
総合通信局で許可

免許人が工事完了届及び届出書(測定データを含む)を総合通信局に提出

総合通信局で受理

現在お使いの無線機器の出力端子にフィルタを挿入し、新スプリアス規格に適合させることで、継続してご使用いただけます。手続としては、総合通信局にご提出いただいた変更申請の許可後、その無線機器のスプリアスを測定^{※1}し、工事完了届にスプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書を添えてご提出いただきます。

3 実力値の測定



※2 同一型式の場合は製造年月が最も古いもの又は使用期間が最も長いものの測定が必要です。

手続

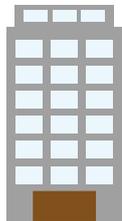
免許人が登録検査等事業者やディーラー等が測定^{※1}したデータを届出書に記載し、総合通信局に提出。(同一免許人に属する同一型式の無線機器については1台の測定データで可能。)

総合通信局で受理

現在ご使用の無線機器のスプリアスを測定^{※1}し、新スプリアス規格に適合することが確認された無線機器は継続してご使用いただけます。手続は、スプリアスの測定データ等を届出書に記載の上、総合通信局へご提出いただくことで完了となります。

4 製造業者等が測定したデータの活用

製造業者等



スプリアス測定^{※1}データの提出

総務省本省



HP公表



総合通信局等



手続

免許人が総務省HPのリストを確認の上、届出書を総合通信局に提出(測定データは提出不要)

総合通信局で受理

製造業者又は製造事業者を構成員とする団体の測定^{※1}データにより新スプリアス規格に適合することが確認された無線機器は、総務省HPで公表します。公表された無線機器は、スプリアスの測定が不要となります。手続は、届出書の(1)対象局の欄のみ記載いただき、総合通信局へご提出いただくことで完了となります。

これらのほか、アマチュア局については、保証の手続を活用することも可能です。

※1 測定器は校正されてから1年以内のものに限ります(フィルタを挿入した場合の測定においても同様です)。

4 スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書

付録
スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書

平成 年 月 日

総合通信局長 殿

免許人名

無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第115号)附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、
ア スプリアス発射及び不要発射の強度を測定した
イ 無線設備の製造業者等においてスプリアス発射及び不要発射の強度を測定したものと同一型式のものである
ので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。(ア又はイのいずれかに○)

記

(1) 対象品

無線機の種別	免許番号	識別番号	装置番号	製造者名	型式又は名称	検定番号	技術基準適合証明番号	製造番号	製造年月
1									
2									

周波数等

周波数	電力	周波の型式	占有周波数帯幅

一つの無線機で複数の装置や周波数がある場合は、複数行に分けて記載。

(2) 使用測定器及び測定者(イの場合にあっては記載不要)

測定器名	製造者名	型式	製造番号	校正年月	校正機関名	備考	測定者	連絡先	備考

(3) 測定結果(イの場合にあっては記載不要)

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度		スプリアス領域における不要発射の強度		測定日	備考
測定周波数	基準値	測定値	測定周波数		
1					

※ (1) の行番号と対応させること。



届出書は
総務省電波利用ホームページから
ダウンロードできます

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>

5 より詳しく知りたい人のために…

総務省 電波利用ホームページ

「無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正について」

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/>

お使いの無線設備が技術基準適合証明等を取得している場合は、以下のホームページからスプリアス基準が新規か旧規定かを検索できます。

<http://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>

6 ご不明な点はお近くの総合通信局へ

お使いの無線局免許の担当窓口がご不明な場合は、以下までご相談ください。

局名	管轄	電話番号
北海道総合通信局	北海道	011-709-2311(内線4624)
東北総合通信局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-0658
関東総合通信局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	03-6238-1735
信越総合通信局	新潟県、長野県	026-234-9961
北陸総合通信局	富山県、石川県、福井県	076-233-4471
東海総合通信局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052-971-9120
近畿総合通信局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6942-8581
中国総合通信局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-222-3314
四国総合通信局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	089-936-5020
九州総合通信局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096-326-7819
沖縄総合通信事務所	沖縄県	098-865-2315

(平成28年3月)



【付録 1】 無線局事項書及び工事設計書作成上の留意事項②

精密同期方式による同一周波放送を行う中継局（中波放送局）について

精密同期方式による同一周波放送（同時に同一番組を放送）を行う中継局（中波放送局）の場合、工事設計書の 18 の欄（備考）に以下のように記載して下さい。

「〇〇中波放送局と精密同期方式による同一周波放送を行う。」

なお、〇〇は、精密同期方式による同一周波放送を行う上で、自局と放送区域が重複する中波放送局名としてください。

※ 〇〇が複数ある場合は、すべて記載してください。（〇〇が複数ある場合で、その中に精密同期方式による同一周波放送を行う上で、自局から基準信号を受ける下位局（搬送周波数差を一定かつ精密に保つための基準信号を自局から他局に分配し、同期を保っている状況）に相当するものがあるときは、下位相当局を除いたすべての局を記載してください。）

※ 申請する局が親局の場合、本記載は不要です。

※ 中波放送による同期放送は、相互に同期放送の関係にある基幹放送局の搬送周波数の差を 0.1Hz 以内に保つ必要があり、完全同期方式（注）と精密同期方式の 2 つの方式があります。

注 完全同期方式とは、一つの放送局の発振器及び変調器からの信号を有線（光回線、専用線等）で他の中継局に分配し、各周波数及び位相を一定に保つ等の同期方式となります。当該同期を行う他の中継局には、発振器及び変調器はなく、遅延調整等も行わず、分配された信号をそのまま増幅し放送が行われます。

ただし、工事設計書の提出が省略できる場合は、無線局事項書の 23 の欄（備考）に以下のように記載し工事設計書の提出を省略できるものとします。

「〇〇中波放送局と精密同期方式による同一周波放送を行う。」

【付録 2】 申請書等の提出部数や記載例等

申請書等の作成に当たっては、提出部数や提出を要する事業計画等をわかりやすく一覧にした以下の別表や、申請書等の記載例を参考にしてください。

- * 別表 1 申請書等の提出部数について
- * 別表 2 免許及び再免許における提出を要する事業計画等について
- * 別表 3 認定における提出を要する事業計画書について
- * 再免許（免許）申請書及び無線局事項書の記載例
- * 無線局事項書別紙の記載
 - ・「無線局事項書 17 無線設備の工事費」別紙
 - ・無線局事項書（2枚目）「22 事業計画等（別紙）」及び「地上基幹放送に係る事業計画書」等の記載について
 - ・無線局事項書（6枚目）「33 特定役員の氏名又は名称」等の記載について
- * 工事設計書の記載例

申請書等の提出部数について

別表1

		基幹放送局(特定地上基幹放送局を含む。)の免許の申請						基幹放送業務の認定の申請			
		申請書 (再免許の 場合を含 む。)	無線局事項書		事業計画等 (※)	工事設計書		申請書		事業計画書等	
			正本	写し		正本	写し	正本	写し	正本	写し
テレビジョン放送	親局	1	1	2	2	1	2	1	2	1	2
	中継局	1	1	1	—	1	1				
中波放送(AM)	親局	1	1	2	2	1	2	1	2	1	2
	中継局	1	1	1	—	1	1				
短波放送(HF)	親局	1	1	2	2	1	2	1	2	1	2
	中継局	1	1	2	—	1	2				
超短波放送(FM)	親局	1	1	2	2	1	2	1	2	1	2
	中継局	1	1	1	—	1	1				
多重放送局	親局	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	中継局	1	1	1	—	1	1				

※ 親局に限り添付してください。

なお、テレビ・ラジオの兼営社の場合であって、記載内容が同一であるときは、テレビの申請書に添付してください。

【申請書等の様式について】

○ 免許の申請(再免許の場合を含む。)

- 1 申請書 無線局免許手続規則第3条 別表第一号
- 2 無線局事項書 無線局免許手続規則第4条 別表第二号第一
- 3 工事設計書 無線局免許手続規則第4条 別表第二号の二第一

○ 認定の申請

- 1 申請書 放送法施行規則第64条 別表第六の一号
- 2 事業計画書等 放送法施行規則第65条 別表第七の一号(事業計画書)、別表第八号(事業収支見積書)、別表第九号(基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力)及び別表第十号(基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用)

免許及び再免許における提出を要する事業計画等について

別表2

	免許			再免許							再免許										
	免許	NHK	民放	注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	再免許	NHK	民放	注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	
事業計画等 (提出する別紙)				注1 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局へ無線設備の設置場所が申請区域内にあるものに限る。以下この表においてその全部を記載し、かつ、当該他の基幹放送局に同一の管轄区域を有するものがある場合は、提出を省略することができる。	協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。	専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。	臨時目的放送を専ら行う基幹放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。)の場合は、提出を要しない。	地上基幹放送試験局の場合に限る。	基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。	特定地上基幹放送局等の場合に限る。				注1 当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局の同一かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。	協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。	専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。	放送法施行令第8条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。	地上基幹放送試験局の場合に限る。	基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。	特定地上基幹放送局等の場合に限る。	
(1) 経営形態及び資本又は出資の額	○	—	●	○	○						○	—	●	○	○						
(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法	○	—	●	○	○						△	△	△								
(3) 主たる出資者及びその議決権の数	○	—	●	○	○					○	○	—	●	○	○						
(4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項	○	—	●	○	○					○	○	—	●	○	○						○
(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信地上基幹放送事業者に関する事項	○	—	●	○	○					○	○	—	●	○	○						○
(6) 役員に関する事項	○	—	●	○	○						○	—	●	○	○						
(7) 放送番組の編集の基準	○	●	●	○		○	○			○	○	●	●	○		○	○				○
(8) 放送番組の編集に関する基本計画	○	●	●	○		○	○			○	○	●	●	○		○	○				○
(9) 週間放送番組の編集に関する事項	○	●	●	○						○	○	●	●	○							○
(10) 放送番組の審議機関に関する事項	○	●	●	○		○	○			○	○	●	●	○		○	○				○
(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	○	●	●	○			○			○	○	●	●	○							○
(12) 災害放送に関する事項	○	●	●	○						○	○	●	●	○							○
(13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画	○	●	●	○				○			○	●	●	○				○			
(14) 試験の方法及び具体的計画	○	●	●	○					○		○	●	●	○							○
(15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要	○	—	●	○	○		○				○	—	●	○	○						
(16) 将来の事業予定	○	—	●	○	○		○				○	—	●	○	○						
(17) 事業収支見積り	○	—	●	○	○						○	—	●	○	○						
(18) 放送番組の主たる利用見込者	○	—	●	○	○		○			○	△	△	△								
(19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績	△	△	△								○	●	●	○							

認定における提出を要する事業計画書について

別表3

事業計画書 (提出する別紙)		認定	NHK	民放	注1	注2	注3	注4	注5	注6
					協会の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。	協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。	臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。	法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。	地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。	基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。
(1)	経営形態及び資本又は出資の額	○	●	●	○					
(2)	事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法	○	—	●		○				
(3)	主たる出資者及びその議決権の数	○	—	●		○				
(4)	10分の1を超える議決権を有する者に関する事項	○	—	●		○	○			
(5)	10分の1を超える議決権を有する他の地上放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信地上基幹放送事業者に関する事項	○	—	●		○	○			
(6)	役員に関する事項	○	—	●		○				
(7)	放送番組の編集の基準	○	●	●			○	○		
(8)	放送番組の編集に関する基本計画	○	●	●			○	○		
(9)	週間放送番組の編集に関する事項	○	●	●						
(10)	放送番組の審議機関に関する事項	○	●	●			○	○		
(11)	放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	○	●	●			○			
(12)	災害放送に関する事項	○	●	●						
(13)	試験、研究又は調査の方法及び具体的計画	○	●	●					○	
(14)	試験の方法及び具体的計画	○	●	●						○
(15)	基幹放送の業務と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要	○	—	●		○	○			
(16)	将来の事業予定	○	—	●		○	○			
(17)	認定の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績									

【記載例】 テレビジョン親局（1kW）の免許の場合

無線局免許（再免許）申請書

※免許申請の場合は、「再免許」を、再免許申請の場合は、「免許」を削除する。

総務大臣 殿

(例)

令和※年 ※月 ※日

※申請年月日を記載

収入印紙

※※円

収入印紙貼付欄

※割印等しないこと

※免許申請の場合はここをチェック

電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

※再免許申請の場合はここをチェック

記

1 申請者

住 所	都道府県—市区町村コード [○○○○○○○]
	〒 (○○○ - ○○○○) 東京都千代田区霞が関※丁目※番※号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ カブシキガイシャ○○テレビ ソウムタロウ
	株式会社○○テレビ 代表取締役社長 総務太郎
法人番号	○○○○○○○○○○○○○○○○

2 電波法第5条に規定する欠格事由

※基幹放送局に係る申請は該当しないにチェック。

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
一部の基幹放送をする無線局の欠格事由	国籍等（同条第4項第1号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	処分歴等（同号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定役員（同項第2号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権の割合（同項第2号及び第3号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	役員等の処分歴等（同項第4号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※それぞれ内容を確認し、該当しない場合、「無」にチェック

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	特定地上基幹放送局 (高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送) (超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。) 1局
② 識別信号	※再免許申請の場合には、①の欄の無線局に対応する記載事項を記載
③ 免許の番号	
④ 免許の年月日	
⑤ 希望する免許の有効期間	※希望する場合に記載
⑥ 備考	1kW : 1局×※※円 合計 ※※円

(参考)
100Wを超え1kW以下のもの 152,400円

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input checked="" type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します(電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。) <input type="checkbox"/> その他(年)

※電波利用料の前納を希望する場合には、該当にチェック

② 電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)

1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 ()
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ カブシキガイシャ〇〇テレビ ソウム ジロウ 株式会社〇〇テレビ 総務 次郎
電話番号	01-2345-6789
電子メールアドレス	digital@denpa-tv.com

○ 無線局の免許申請手数料

(注) () 内は電子申請の場合の手数料額

テレビジョン放送局の場合

基本送信機の規模 (空中線電力による)	免許申請	再免許申請
0.1W 以下のもの	11,300円 (8,600円)	6,000円 (4,300円)
0.1W を超え 3W 以下のもの	46,200円 (33,600円)	
3W を超え 10W 以下のもの	76,800円 (55,700円)	
10W を超え 100W 以下のもの	130,800円 (94,200円)	
100W を超え 1kW 以下のもの	152,400円 (108,900円)	
1kW を超えるもの	167,800円 (119,600円)	

多重放送をする無線局の場合

免許申請	再免許申請
9,300円 (6,200円)	3,550円 (2,350円)

放送局（テレビジョン放送局及び多重放送をする無線局を除く）の場合

基本送信機の規模 (空中線電力による)	免許申請	再免許申請
0.1W 以下のもの	9,700円 (7,500円)	5,200円 (3,700円)
0.1W を超え 3W 以下のもの	39,100円 (28,400円)	
3W を超え 10W 以下のもの	54,300円 (39,000円)	
10W を超え 100W 以下のもの	96,400円 (68,900円)	
100W を超え 1kW 以下のもの	122,700円 (95,000円)	
1kW を超えるもの	154,200円 (117,200円)	

【記載例】

1 枚目

無線局事項書	
1 免許の番号	再免許申請の場合は、再免許に係る基幹放送局の免許番号を記載
2 申請(届出)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許 ※申請内容に応じて「レ」を付す
3 無線局の種別コード	BC
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由のため、本テレビジョン放送局を開設いたしたく申請します。
5 住所	都道府県—市区町村コード [○○○○○○] 〒(○○○-○○○)
	東京都千代田区霞が関※丁目※番※号
6 法人又は団体及び代表者氏名	電話番号(01) 2345 - 6789 フリガナ カブシキガイシャ○○テレビ ソウムタロウ
	株式会社○○テレビ 代表取締役社長 総務太郎
7 希望する運用許容時間	希望する場合に記載 ただし24時間放送の場合は記載不要
8 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: _____日 <input checked="" type="checkbox"/> 予備免許の日から ○ 月 日目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____日目の日 ※再免許申請の場合は記載不要
9 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input checked="" type="checkbox"/> 日付指定: R※. ※. ※. <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月以内の日 ※再免許申請の場合は記載不要
10 無線局の目的コード	無線局の目的コード BBC
	基幹放送の種類コード DHV
11 放送事項	コード 目的別種類
	1 報道(一般ニュース、ニュース解説、海外ニュース、スポーツニュース、天気予報等)
	2 教育(英語教室、幼児教育、料理講座等生活一般)
	3 教養(政治解説、政治討論会、ノンフィクション、クイズ等)
	4 娯楽(音楽、スポーツ中継、ドラマ、バラエティーショー、演芸等)
6 その他(通販番組、商業案内、スポット・アナウンス等)	
12 識別信号	○○テレビデジタルテレビジョン 希望する呼出名称があれば記載。 再免許の場合は現に指定されている呼出符号及び呼出名称を上欄から順に記載。
13 基幹放送局の名称	○○DTV
14 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	X7W 470MHzから710MHzまで 1kW 最大実効輻射電力 4.8kW 特に希望する周波数 473.142857MHz(13ch) 方向別実効輻射電力 工事設計書添付の送信空中線の水平指向図又は空中線指向情報による。

「無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件」

「無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件」(平成16年11月9日 総務省告示第860号により、該当するコードを記載)

[05]広告」は記載不要。
超短波多重放送の場合、放送番組の実態にあわせて記載

希望する呼出名称があれば記載。
再免許の場合は現に指定されている呼出符号及び呼出名称を上欄から順に記載。

15 無線局の区別		〇〇DTV	
16 無線設備の設置場所	設置場所番号	設置場所の区別コード	都道府県-市区町村コード
			住所
	1	T	〇〇〇〇
	2	S	〇〇〇〇
<p>「無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件」(平成16年11月9日 総務省告示第859号)により、該当するコードを記載</p>			
17 無線設備の工事費		別紙に記載のとおり ※再免許申請の場合は記載不要	
18 認定を受けようとする者の氏名又は名称	法人又は団体 フリガナ		
	<p>代表者氏名 フリガナ</p> <p>特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合に記載</p>		
19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	<p>別紙に記載のとおり</p> <p>※再免許申請の場合には、申請者においてその内容に変更がないことを確認した場合は、「現に免許をうけているものと同一である」旨を記載し、当該事項に関する記載を省略するとともに、添付を省略可能</p>		
20 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲	<p>特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合に記載</p>		
21 基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	<p>別紙に記載のとおり</p> <p>※再免許申請の場合には、申請者においてその内容に変更がないことを確認した場合は、「現に免許をうけているものと同一である」旨を記載し、当該事項に関する記載を省略するとともに、添付を省略可能</p>		
22 事業計画等	<p>(別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input checked="" type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input checked="" type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input checked="" type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input checked="" type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項 <input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input checked="" type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input checked="" type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定 <input checked="" type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り <input checked="" type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者 <input type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績 		
23 備考	無線従事者の常駐場所 株式会社〇〇テレビ本社		

「13 基幹放送局の名称」の欄と同じ内容を記載

特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合に記載

特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合に記載

再免許申請の場合(2)の(18)の(19)を外し(19)の(19)を付ける。

28 無線局の区別		「13 基幹放送局の名称」の欄と同じ内容を記載		
使用する無線設備の区分		放送区域内の世帯数 (A)	ブラケット・エリア内の世帯数 (B)	比率 ($\frac{(B)}{(A)} \times 100$) (%)
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			次式により算出した距離を半径とする円内に含まれる全世帯数を記載 D=60√P Dは、送信空中線からの距離(m) Pは、空中線に供給される電力に短小垂直空中線に対する利得を乗じた値(kW)
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f2f7;"> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">中波放送の場合に記載</p> </div>				
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			

29
ブラケットエリア内の世帯数情報

30 無線局の区別	<div data-bbox="977 285 1572 342" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「13 基幹放送局の名称」の欄と同じ内容を記載</div>
31 通信事項コード	<div data-bbox="191 828 574 985" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">「無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件」(平成16年11月9日 総務省告示第860号)により、該当するコードを記載</div>
32 通信の相手方	<div data-bbox="211 1542 554 1670" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">個々に記載することが困難な場合は、「〇〇所属の受信設備」のように記載</div>
33 特定役員の氏名又は名称	別紙のとおり
34 外国人等直接保有議決権割合	9.11%
35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合	10.11%

基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信をする無線局の場合に記載

記載事項を証するものとして、
P101、102の様式を添付すること

P100の様式を添付すること

34、35については小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること

「無線局事項書 17 無線設備の工事費」

区分		金額(千円)	備考(裏付け資料の有無)		
			見積書	工程表	その他
送信所の機械設備	送信機				
	空中線系				
	空中線柱				
	電源装置				
	その他の設備				
	計				
演奏所の機械設備	主調整装置 ①				
	副調整装置 ②				
	ワンセグ放送装置 ③				
	中継関連装置(無線) ④				
	中継関連装置(有線) ⑤				
	電源装置				
	その他の設備				
	計				
受信所の機械設備	受信機				
	空中線系				
	その他の設備				
	計				
土地	送信所				
	演奏所				
	受信所				
	事務所等				
	計				
建物	送信所				
	演奏所				
	受信所				
	事務所等				
	計				
その他	事務所設備				
	道路分担金				
	電力引込負担金				
	工事雑費等				
	その他の費用				

	計			
合計				

- (注1) 基幹放送局(親局)の免許申請の場合に記載してください。
- (注2) 送信所、演奏所、受信所等の土地若しくは建物の購入又は借用、送信空中線の共用等の場合は、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付してください。また、施工業者が作成した見積書(設備ごとの所要金額等内訳が分かるもの)、施工工程表(設備ごとの工事線表(スケジュール)、工事所要期間が分かるもの)がある場合は、それらを添付してください。
- (注3) 備考の欄は、次により記載してください。
- ア 土地、建物等を借用する場合は、その旨及び1年分の借料を記載してください。
- イ 土地又は建物の規模等を「畑地何平方メートル何某所有」、「鉄筋コンクリート何階建何平方メートル」のように記載してください。
- (注4) ①～⑤は、次の分類例に応じて記載してください。
- ①は、プログラム送出装置、番組・CM送出装置等
- ②は、スイッチャー、音声卓、編集装置、カメラ・照明等
- ③は、リアルタイムエンコーダー、独立運用のための装置等
- ④～⑤は、無線については、STL/TSL等の回線設備、有線については、番組伝送用の回線設備等

無線局事項書（2枚目）「22 事業計画等（別紙）」及び「地上基幹放送に係る事業計画書」等の記載について

（1）提出資料の概要

ア 免許規則別表第二号第1（無線局事項書（2枚目）「22 事業計画等（別紙）」）

別紙 番号	事項名	免許	再免許
(1)	経営形態及び資本又は出資の額	○	○
(2)	事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法	○	—
(3)	主たる出資者及びその議決権の数	○	○
(4)	10分の1を超える議決権を有する者に関する事項	●	●
(5)	10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項	●	●
(6)	役員に関する事項	○	○
(7)	放送番組の編集の基準	●	▲
(8)	放送番組の編集に関する基本計画	●	▲
(9)	週間放送番組の編集に関する事項		
	ア 放送番組表	●	●
	イ 放送の目的別種類による放送時間等	●	●
	ウ ローカル放送番組	●	●
	エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制	●	●
	オ 他から供給を受ける放送番組の時間帯	●	●
	カ 外国語放送の放送時間	● ※1	● ※1
(10)	放送番組の審議機関に関する事項	●	▲
(11)	放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	●	●
(12)	災害放送に関する事項	●	●

(15)	放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要		
	ア 兼営する事業	○	○
	イ 他の事業への出資	○	○
(16)	将来の事業予定		
	ア 中継局の整備計画	○	○
	イ-1 視聴覚障害者向け放送の実施計画（字幕放送、解説放送及び手話放送の実施）	● ※2	● ※2
	イ-2 視聴覚障害者向け放送の実施計画（CMへの字幕の付与、緊急災害時の字幕の付与、手話放送）	● ※2	● ※2
	ウ AM局の運用休止に係る特例措置の適用	● ※3	● ※3
(17)	事業収支見積り		
	ア 見積表		
	(ア) 見積表	○	○
	(イ) 費用削減方策	○ ※4	○ ※4
	イ 見積りの根拠		
	(ア) 収益	○	▲
	(イ) 費用	○	○
(18)	放送番組の主たる利用見込者	●	—
(19)	免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績	—	
	ア 事業の実績		
	(ア) 事業遂行の概要	—	▲
	(イ) 1週間の放送の実施状況（他から供給を受けた放送番組の時間帯）	—	▲
	(ウ) 放送番組に関する参考事項（基幹放送普及計画第2及び放送法関係審査基準別紙1の各項目）		
	(1) 公安及び善良な風俗を害しないこと	—	●
	(2) 政治的に公平であること	—	●

(3) 報道は、事実をまげないですること	—	●
(4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること	—	●
(5)－1 番組調和の確保	—	▲
(5)－2 教育番組 10%以上、教養番組 20%以上の確保	—	▲ ※2
(6) 教育的効果を目的とする放送を専ら行う基幹放送局	—	※5
(7) 視聴覚障害者向け放送の実施	—	▲ ※2
(8) 番組基準の制定及び遵守	—	●
(9) 放送番組審議機関の設置	—	▲
(10) 災害放送の実施	—	● ※6
(11) 外国語放送の放送時間	—	▲ ※1
(12) 同一エリアの他の基幹放送局と 1 / 3 以上同じ番組にならないこと	—	▲
(13) 毎日放送の実施	—	▲
(14) 放送番組の供給協定	—	●
(15) 放送番組の主たる利用者	—	●
(エ) その他参考となる事業の概要	—	▲
イ 資産、負債及び収支の実績	—	▲

(注1) 現に免許を受けている基幹放送局のものから記載内容に変更が無い場合であっても提出してください。

(注2) 「テレビジョン放送」、「中波放送」、「超短波放送」又は「超短波多重放送」を行う基幹放送局の申請において、同一の者に属する基幹放送局であって、記載内容の全部が同じであるときは、テレビジョン放送局又は超短波放送を行う基幹放送局（中波放送の補完中継局は除く）についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については「〇〇DTVに同じ」のように記載してください。

(注3) 「親局」と「中継局」の申請において、記載内容の全部が同じである場合には、親局についてのみ全部を記載して、中継局については「〇〇DTV親局に同じ」のように記載してください。

<留意点>

① 各事項に係る記号の意味は以下のとおりです。

- ：記載が必要な項目です。
- ：特定地上基幹放送局の場合に記載が必要な項目です。
- ：記載が不要な項目です。
- ▲：別途資料を提出していることにより、記載を省略できる項目です。

② 「▲」については、例えば、以下のような場合に記載を省略できます。

- * 「(7) 放送番組の編集の基準」、「(8) 放送番組の編集に関する基本計画」及び「(10) 放送番組の審議機関に関する事項」
 - ⇒ 現免許期間中に放送法施行令第8条の規定により提出済みの場合（省略する場合、事項書「23 備考」に「○○に同じ（令和○年○月○日提出）」のように、同条に基づく直近の提出年月日を記載してください。）
- * 「(17)イ(ア) 収益」及び「(19)イ 資産、負債及び収支の実績」
 - ⇒ 電波法施行規則第43条の3第2項の規定に基づき報告を行った決算期ごとの事業収支の結果により確認できる場合
- * 「(19)ア(ア) 事業遂行の概要」
 - ⇒ 「(19)ア(イ) 1週間の放送時間の実施状況（他から供給を受けた放送番組の時間）」以降の項目により確認できる場合
- * 「(19)ア(イ) 1週間の放送の実施状況（他から供給を受けた放送番組の時間帯）」
 - ⇒ 「(9)オ 他から供給を受ける放送時間の時間帯」により確認できる場合
- * 「(19)ア(ウ)(5)－1 番組調和の確保」及び「(19)ア(ウ)(5)－2 教育番組10%以上、教養番組20%以上の確保」
 - ⇒ 「(9)ア 放送番組表」及び「(9)イ 放送の目的別種類による放送時間等」により確認できる場合
- * 「(19)ア(ウ)(7) 視聴覚障害者向け放送の実施」、「(19)ア(ウ)(12) 同一エリアの他の基幹放送局と1/3以上同じ番組にならないこと」及び「(19)ア(ウ)(13) 毎日放送の実施」
 - ⇒ 「(9)ア 放送番組表」により確認できる場合
- * 「(19)ア(ウ)(9) 放送番組審議機関の設置」
 - ⇒ 放送番組審議機関の組織及び運営等について、既に総務大臣に資料を提出していることにより確認できる場合
- * 「(19)ア(ウ)(11) 外国語放送の放送時間」
 - ⇒ 「(9)カ 外国語放送の放送時間」を提出した場合
- * 「(19)ア(エ) その他参考となる事業の概要」
 - ⇒ 特段提出すべき事項が無い場合

③ 「※」については以下のとおりです。

- ※1：外国語放送（放送法施行規則別表第5号の注11の外国語放送）を行う基幹放送局の場合に記載が必要です。

- ※ 2 : テレビジョン放送を行う基幹放送局の場合に記載が必要です。
- ※ 3 : AM局の運用休止に係る特例措置の適用を申請する中波放送を行う基幹放送局の場合に記載が必要です。
- ※ 4 : 別紙 (17) ア (7) の最終年度の売上が初年度の売上高を下回る場合に記載が必要です。
- ※ 5 : 日本放送協会 (教育放送) の基幹放送局の場合に記載が必要です。
⇒ 「(9)ア 放送番組表」において確認できる場合には提出を省略できます。
- ※ 6 : 免許期間中に災害放送を行わなかった場合は、適宜用紙により、その理由を記載してください。

放送法第 108 条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

イ 放送法施行規則別表第七の一号「第1 地上基幹放送に係る事業計画書」

(ア) 放送法施行規則別表第七の一号 第1 地上基幹放送に係る事業計画書

別紙 番号	事項名	認定
(1)	経営形態及び資本又は出資の額	○
(2)	事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法	○
(3)	主たる出資者及び議決権の数	○
(4)	10分の1を超える議決権を有する者に関する事項	○
(5)	10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項	○
(6)	役員に関する事項	○
(7)	放送番組の編集の基準	○
(8)	放送番組の編集に関する基本計画	○
(9)	週間放送番組の編集に関する事項	
	ア 放送番組表	○
	イ 放送の目的別種類による放送時間等	○
	ウ ローカル放送番組	○
	エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制	○
	オ 他から供給を受ける放送番組の時間帯	○
	カ 外国語放送の放送時間	○ ※1
(10)	放送番組の審議機関に関する事項	○
(11)	放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	○
(12)	災害放送に関する事項	○
(15)	基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要	
	ア 兼営する事業	○

	イ 他の事業への出資	○
(16)	将来の事業予定	
	ア 視聴覚障害者向け放送の実施計画（字幕放送、解説放送及び手話放送の実施）	○ ※2
	イ 視聴覚障害者向け放送の実施計画（CMへの字幕付与、緊急災害時の字幕付与及び手話放送）	○ ※2

<留意点>

<p>「※」については以下のとおりです。</p> <p>※1：外国語放送（放送法施行規則別表第5号の注11の外国語放送）を行う基幹放送の業務の場合に記載が必要です。</p> <p>※2：テレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合に記載が必要です。</p>

(イ) 放送法施行規則別表第八号 事業収支見積り

事項名	認定
第1 見積表	
ア 見積表	○
イ 費用削減方策	○ ※
第2 見積りの根拠	
ア 収益	○
イ 費用	○
第3 放送番組の主たる利用見込者	○

<留意点>

<p>「※」については以下のとおりです。</p> <p>※：第1 見積表 ア 見積表の最終年度の売上が初年度の売上高を下回る場合に記載が必要です。</p>

(2) 各項目の記載方法

ア 無線局事項書(2枚目)「22 事業計画等(別紙)」

— (1) 経営形態及び資本又は出資の額 —

【別紙(1) ※株式会社(設立中のものを除く。)の場合】

経営形態	株式会社		
	資本又は出資の額	発行済みの株式の額 及びその株式数	増資予定の期日、額 及びその株式数
	△△億円 △△株		

(注1) 定款又は寄附行為を添付してください。

(注2) 定款に放送事業を行うことについて定めがない場合には、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写しを添付してください。

(注3) 再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載不要です。

— (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 —

【別紙(2)】

用途別資金の額		資金調達の方法
工事費	千円	
創業費	千円	
その他	千円	
合計	千円	

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載してください。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付してください。

(注3) 再免許の申請の場合は、提出不要です。

— (3) 主たる出資者及びその議決権の数 —

【別紙(3)】

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備考
			%	

(注1) 議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。)の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う

権利を有する構成員(以下この別紙において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出してください。

- (注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載してください。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において総議決権に対する比率が100分の1以上となる場合は、その旨を併せて記載してください。
- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記してください。
- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載してください。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載してください。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記してください。なお、個人にあつて記載する職業がない場合は「-」と記載してください。
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載してください。
- ア 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類
 - イ 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 - ウ 出資予定のものについてはその旨

— (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項—

【別紙(4)】

氏名又は名称	総議決権に対する比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の1を超える議決権を有する者 (A)	%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	%		

- (注1) 議決権の取扱いは、次のアからエまでに定めるところにより計算し、記載してください。
- ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名称が異なつても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとします。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算してください。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなします。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この注において同じ。)が基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算してください。

ウ イの本文の規定は、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。)によって保有されている場合に限る。)に準用します。

エ ウの規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載してください。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとします。

(注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載してください。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類を記載してください。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載してください。

(注4) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第2条第17号に規定する申請者等に係る一の者(申請者又は申請者に対して支配関係を有する者をいう。)が、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有し、かつ、当該一の者がそれらのテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域においてラジオ放送(全国放送を除く。)による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はラジオ放送(全国放送を除く。)による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合であって、当該一の者が当該重複する地域において新聞社を自ら経営し、又は新聞社を経営する者に対して支配関係を有する場合は、同令第8条第5号ただし書のニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないことに該当することの判断の基礎となる資料(例えば、申請者の放送対象地域における放送事業者の数、新聞の販売シェア、自主放送を行うケーブルテレビの加入率等、影響力のある他のメディアの有無)を提出してください。

— (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項—

【別紙(5)】

	氏名又は 名称	他の基幹放送事業者の総議決 権に対する比率	備 考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らの有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注1) P51・52の別紙(4)の(注1)アからウ、(注2)及び(注3)に準じて記載してください。また、次のア及びイによってください。

ア P51・52の別紙(4)の(注1)アからウについては、「一の者」とあるのは「基幹放送局を開設しようとする者」と、「基幹放送局を開設しようとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えます。

イ P51・52の別紙(4)の(注1)アからウに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとします。

(注2) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第2条第17号に規定する申請者等に係る一の者(申請者又は申請者に対して支配関係を有する者をいう。)が、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有し、かつ、当該一の者がそれらのテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域においてラジオ放送(全国放送を除く。)による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はラジオ放送(全国放送を除く。)による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合であって、当該一の者が当該重複する地域において新聞社を自ら経営し、又は新聞社を経営する者に対して支配関係を有する場合は、同令第8条第5号ただし書のニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないことに該当することの判断の基礎となる資料(例えば、申請者の放送対象地域における放送事業者の数、新聞の販売シェア、自主放送を行うケーブルテレビの加入率等、影響力のある他のメディアの有無)を提出してください。

— (6) 役員に関する事項 —

【別紙(6)】

フリガナ 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該 当の有無	備考
					□有 □無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載してください。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出してください。
- (注2) 特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいいます。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載してください。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記してください。
- (注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注4)に準じて記載してください。
- (注6) 備考の欄は、次の事項を記載してください。
ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
イ 予定のものについてはその旨
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付してください。
- (注8) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第2条第17号に規定する申請者等に係る一の者(申請者又は申請者に対して支配関係を有する者をいう。)が、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有し、かつ、当該一の者がそれらのテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域においてラジオ放送(全国放送を除く。)による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はラジオ放送(全国放送を除く。)による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合であつて、当該一の者が当該重複する地域において新聞社を自ら経営し、又は新聞社を経営する者に対して支配関係を有する場合は、同令第8条第5号ただし書のニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないことに該当することの判断の基礎となる資料(例えば、申請者の放送対象地域における放送事業者の数、新聞の販売シェア、自主放送を行うケーブルテレビの加入率等、影響力のある他のメディアの有無)を提出してください。

— (7) 放送番組の編集の基準 —

【別紙(7)】

様式適宜

- (注1) 放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載してください。
- (注2) 最終改定年月日を余白に記載してください(基準の中に記載のある場合は除きます。)

— (8) 放送番組の編集に関する基本計画 —

【別紙(8)】

様式適宜

(注) 具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載してください。この場合において、特別の経営方針による放送を行う特定地上基幹放送局等については、対象とする受信者層を併せて記載してください。

— (9) 週間放送番組の編集に関する事項 —

【別紙(9)ア】

ア 放送番組表(※テレビジョン放送の場合)

【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分 (分)						
1週間の総放送時間 時間 分 (分)	備考						
※字幕付与可能な1週間の放送時間 時間 分 (分)							
※権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間 時間 分 (分)							

- (注1) 新規の免許申請の場合には、1週間の放送番組の代表例を記載してください。この場合、放送番組表の上の「【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】」の記載は不要です。再免許の申請の場合には、令和5年4月の標準的な1週間の放送番組を記載するとともに、放送番組表の上に「【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】」と記載してください。
- (注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号(報道は(報)、教育は(育)、教養は(養)、娯楽は(娯)、その他については更に通信販売とそれ以外に区分し、それぞれ(販)、(他)と表示)に従い、個々の放送番組の欄内に表示してください。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに個々に放送時間を付記してください。

- (注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載してください。
- (注4) 補完放送であって、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)と表示してください。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間(字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とし、解説放送にあつては、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間とします。)について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載してください。
- (注5) 注4のほか、字幕放送時間及び解説放送時間については、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」において普及目標の対象となっている時間帯の放送時間及び割合についても記載してください。
- (注6) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について個々の放送番組の欄に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲してください。
- (注7) 複数チャンネル編成を行う時間帯の放送について、複数放送を実施する番組が相互に独立した番組である場合は、当該時間帯の表記を番組ごとに複数列に分割して記載してください(複数編成の番組内容が相互に連動する形式の番組の場合は不要です)。その際、複数番組の実施により増加する放送時間数については、当該番組が属する曜日の放送時間及び1週間の放送時間に合算し、記載してください。
- (注8) 常時マルチ編成を行う場合は、(注1)から(注4)に準じて個々に作成してください。
- (注9) 補完放送であって、1セグメント放送において主たる放送番組と異なる放送(サイマル放送を除く。)を行う場合(いわゆる「1セグメント放送における独立利用」を行う場合)には、以下の様式により表で別に作成し、当該補完放送に係る放送時間等を上記(注2)に従って、それぞれ該当する項目を記載してください。

【提出資料のイメージ(1セグメント放送における独立利用の場合)】

— (9) 週間放送番組の編集に関する事項 —							
ア 放送番組表 (※1セグメント放送における独立利用を行う場合)							
【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】							
時刻 \ 曜日	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分 (分)	時間 分 (分)	時間 分 (分)	時間 分 (分)	時間 分 (分)	時間 分 (分)	時間 分 (分)
1セグメント放送における独立利用の1週間の番組数 〇〇番組				1セグメント放送における独立利用の1週間の総放送時間 時間 分 (分)			
令和5年	株〇〇放送		DHV		別紙(9)		

- (注10) いわゆる「12セグメント部分でのデータ放送の独立利用」や「1セグメント放送におけるデータ放送」については、自社において独自の取組を行う場合(天気予報やニュース等以外のも

ので、特にPRしていきたいようなデータ放送等の取組を行っている場合)には、次を参考に記載してしてください。

【提出資料のイメージ(データ放送等における独自の取組を行っている場合)】

— (9) 週間放送番組の編集に関する事項 —

ア 放送番組表(※データ放送等における独自の取組を行う場合)

【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計	〇〇番組	

令和5年	(株)〇〇放送	DHV	別紙(9)
------	---------	-----	-------

(注11) 各曜日の放送時間の計の欄、1週間の総放送時間の欄内の1週間の総放送時間、字幕付と可能な1週間の放送時間、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間及び備考の欄内の「()分」は、各項目の時間数を分数に換算したものを記載してください。

【別紙(9)ア】

ア 放送番組表(※中波放送、短波放送又は超短波放送の場合)

【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分 (分)	時間 分 (分)	時間 分 (分)	時間 分 (分)	時間 分 (分)	時間 分 (分)	時間 分 (分)
合計	1週間の総放送時間 時間 分 (分)				備考		

(注1) 新規の免許申請の場合には、1週間の放送番組の代表例を記載してください。この場合、放送番組表の上の「【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】」の記載は不要です。

再免許の申請の場合には、令和5年4月の標準的な1週間の放送番組を記載するとともに、放送番組表の上に「【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】」と記載してください。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号(報道は(報)、教育は(育)、教養は(養)、娯楽は(娯)、その他については更に通信販売とそれ以外に区分し、それぞれ(販)、

(他)と表示)に従い、個々の放送番組の欄内に表示してください。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記してください。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載してください。

(注4) 各曜日の放送時間の計の欄及び合計の欄の「(分)」は、各項目の時間数を分数に換算したものを記載してください。

【別紙(9)ア】

ア 放送番組表(※超短波多重放送の場合)

【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計	〇〇番組	

(注1) 新規の免許申請の場合には、1週間の放送番組の代表例を記載してください。この場合、放送番組表の上の「【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】」の記載は不要です。再免許の申請の場合には、令和5年4月の標準的な1週間の放送番組を記載するとともに、放送番組表の上に「【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】」と記載してください。

(注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載してください。

(注3) 番組数の欄の「〇〇番組」には、1週間に放送した放送番組の総数を記載してください。

(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲してください。

【別紙(9)イ】

イ 放送の目的別種類による放送時間等

【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道	時間 分	%	
教育	時間 分	%	
教養	時間 分	%	
娯楽	時間 分	%	
その他	通信販売	時間 分	%
	通販以外	時間 分	%
合計	時間 分	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、P55~58のそれぞれの場合に応じた別紙(9)アの放送番組表に基づいて集計したものを記載してください。

(注2) 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(補

完：)で再掲してください。

- (注3) P56の別紙(9)ア(注7)のマルチ編成における独立番組については、上記1週間の放送時間に合算し、集計してください。
- (注4) P56の別紙(9)ア(注8)の常時マルチ編成を行う場合は、個々の放送時間について、アの放送番組表に基づいて上記1週間の放送時間に合算し、集計してください。
- (注5) P56の別紙(9)ア(注9)の補完放送であって、1セグメント放送において主たる放送番組と異なる放送(サイマル放送を除く。)を行う場合(いわゆる「1セグメント放送における独立利用」を行う場合)には、当該放送に係る放送時間及び比率を別紙に記載してください。
- (注6) P56の別紙(9)ア(注10)のいわゆる「12セグメント部分でのデータ放送の独立利用」や「1セグメント放送におけるデータ放送」については記載不要です。
- (注7) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(有料：)で再掲してください。
- (注8) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものに細分してください。

【別紙(9)ウ】

ウ ローカル放送番組

【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】

(ア) ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(イ) 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(ウ) ニュース、天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(エ) 総合計

総合計 (ア)+(イ)+(ウ)	時間 分 (%)
-----------------	------------

- (注1) 超短波多重放送及び短波放送以外について記載してください。
- (注2) P55～57のそれぞれの場合に応じた別紙(9)アの放送番組表に基づいて記載してください。
- (注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの(自社以外が制作したものを含む。)について記載してください。
- (注4) 定期的なニュース及び天気予報については、放送日時欄に「月～金 9:05～9:10」、「土～日 12:10～12:15」のように記載してください。
- (注5) 合計及び総合計の欄の「(%)」は、P55～57のそれぞれの場合に応じた別紙(9)アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載してください。

【別紙(9)エ】

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組	合計
① 完全局制作	② 制作会社協力	③ 共同制作	④ 制作委託	⑤ 再放送		
分	分	分	分	分	分	分
%	%	%	%	%	%	100.0%

(注1) P55～58 のそれぞれの場合に応じた別紙(9)アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間(分)及び1週間の総放送時間に対する割合(%)を記載してください。

(注2) 「自社において制作する放送番組」とは、「制作著作」が自社になされるものです。

(注3) 「制作著作」とは、発意と責任を有し、制作に必要な手配をするものとしての権利と責任の主体の表示とします。

(注4) ①～⑤の項目は、下記により区分します。

① 「完全局制作」

企画及び制作スタッフが自社社員により構成されているもの(演出補助等の分野で外部スタッフの協力を求めるものを含む。)

② 「制作会社協力」

自社と制作会社が相互に協力して制作するもの(スペシャル番組等でのコーナー企画等を制作会社が担当するものを含む。)

③ 「共同制作」

自社と制作会社が共同して制作するもの(「制作著作」が自社及び制作会社になされるものを含む。)

④ 「制作委託」

委託(自社のプロデューサーが指揮を行う場合を含む。)により制作会社が一括して制作する番組

⑤ 「再放送」は、上記①～④のうち再放送の番組

(注5) ①～④については、いずれも再放送の番組を除きます。

(注6) 自社における制作能力、制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、それらを添付してください。

【別紙(9)オ】

オ 他から供給を受ける放送番組の時間帯

【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】

供給者名	1週間の放送時間(他から供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者 小計	時間 分(分) %	
その他の者 小計	時間 分(分) %	
計(①)	時間 分(分) %	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計	時間 分(分) %	
その他の者 小計	時間 分(分) %	
計(②)	時間 分(分) %	
合計(①+②=③)	他社の放送番組 時間 分(分) %	
備考	自社の放送番組 時間 分(分) %	

- (注1) 供給者名の欄は、P55～58のそれぞれの場合に応じた別紙(9)アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載してください。
- (注2) 合計の欄の比率は、P55～58のそれぞれの場合に応じた別紙(9)アの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載してください。
- (注3) 備考の欄の比率は、P55～58のそれぞれの場合に応じた別紙(9)アの放送番組表の合計の欄の時間から合計(③)の欄の比率を差し引いた比率を記載してください。
- (注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付してください。なお、再免許の申請の場合には、P79の別紙(19)ア(イ)(14)において提出してください。
- (注5) P56の別紙(9)ア(注9)の補完放送であって、1セグメント放送において主たる放送番組と異なる放送(サイマル放送を除く。)を行う場合(いわゆる「1セグメント放送における独立利用」を行う場合)には、当該補完放送に係る放送時間及び比率を別紙に記載してください。
- (注6) P56の別紙(9)ア(注10)のいわゆる「12セグメント部分でのデータ放送の独立利用」や「1セグメント放送におけるデータ放送」については記載不要です。
- (注7) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で再掲してください。

【別紙(9)カ】

カ 外国語放送の放送時間

【令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日まで】

放送言語の区分	1週間の放送番組数	1週間の放送時間	比 率
日本語 英語 〇〇語	番 組	時間 分 (分)	%
合 計	番 組	時間 分 (分)	%

(注1) P55～58のそれぞれの場合に応じた別紙(9)アの放送番組表に基づいて記載してください。

(注2) この項目における放送番組は、P58別紙(9)「イ 放送の目的別種類による放送時間等」の「放送の目的別種類」のうち、「その他」以外の放送番組について記載してください。

(注3) 放送言語の区分の欄は、個々の放送番組において主に使用する1の言語を記載してください。ただし、複数の言語を使用し、1の言語を記載できない場合は、「複数言語」と記載してください。

(注4) 比率の欄は、合計の欄の1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を記載してください。

(注5) 1週間の放送時間の欄の「(分)」は、各項目の時間数を分数に換算したものを記載してください。

— (10) 放送番組の審議機関に関する事項 —

【別紙(10)】

フリガナ 委員の氏名	住 所	性別	生年月日	職 業	備 考
委員総数	人				

(注1) 住所の欄は、都道府県及び市区町村を記載してください。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載してください。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載してください。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該放送番組審議機関の名称

イ 他の放送事業者の放送番組審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付してください。

— (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 —

【別紙(11)】

様式適宜

(注) 次により記載してください。

- ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載してください。この場合において、編集の責任者については、その権限について併せて記載してください。
- イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載してください。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付してください。
- ウ 予定のものについては、その旨を記載してください。

— (12) 災害放送に関する事項 —

【別紙(12)】

様式適宜

(注1) 次により記載してください。なお、申請時において未作成であり、今後作成が予定されている場合は、作成・発効時期、検討状況等について記載してください。

- ア 災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)を記載してください。
- イ 演奏所及び親局送信所(予備送信所含む。)の機能喪失の場合において、代替手段による放送の継続を図るための計画等を作成している場合は、その概要について記載してください。下記注2における添付資料に記載されている等の理由から省略する場合は当該資料における該当ページを記載ください。
- ウ 他の基幹放送事業者、地方公共団体等との連携・協力体制について特段の定めがある場合は、その概要について記載してください。

(注2) 災害放送の実施に関し、災害放送の実施要領やいわゆる災害対策マニュアル、業務継続計画(BCP)等の実施要領、マニュアル及び計画を作成している場合は、添付してください。当該添付資料において個人情報を含む場合は必要に応じてその部分を黒塗り等処理のうえご提出ください。添付書類が未作成の場合は、理由又は検討状況等を記載してください。

(注3) 再免許の申請者においては、参考資料として、次の資料を添付してください。

- ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号に規定する指定地方公共機関の指定状況並びに同法第57条及び災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第22条に規定する、地方公共団体の長が基幹放送事業者に放送することを求めるために、基幹放送事業者と協議して定めた手続き(以下、「警報の伝達等のための放送の要請に関する協定」という)の締結状況を次の様式により提出してください。指定を受けていない場合は、理由又は検討状況等を記載してください。

指定公共機関の指定状況及び地方公共団体との警報の伝達等のための放送の要請に関する協定の締結状況

1 指定地方公共機関の指定状況	指定を受けた都道府県	指定日
	〇〇県	昭和〇〇年××月▲▲日
2 警報の伝達等のための放送の要請に関する協定の締結状況	協定を締結した都道府県及び市町村(特別区を含む)	締結日
	■●県	昭和〇〇年××月▲▲日
	※※市	平成●●年□□月△△日

(注1) 日本放送協会は1の記載は不要です。

(注2) 短波放送事業者及び多重放送単営社は提出不要です。

イ 令和5年4月1日現在における緊急地震速報の導入状況を次の様式により提出してください。

緊急地震速報の導入状況(テレビジョン放送の場合(※1))

導入の有無(※2)	運用開始時期又は導入予定時期	自動化方式の導入の有無(※2)	運用開始時期又は導入予定時期	文字スーパー方式の導入の有無(※2)(※3)	運用開始時期又は導入予定時期
○	令和●●年□□月△△日	○	令和●●年□□月△△日	×	未定

(注) 多重単営社は提出不要です。

※1 兼営者は放送の種類ごとに記載してください。

※2 導入が未定の場合は余白に理由又は検討状況等を記載してください。

※3 テレビジョン放送の場合のみ記載してください。

— (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 —

【別紙(15)ア】

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

【別紙(15)イ】

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比 (B) / (A) ×100	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載してください。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載してください。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

— (16) 将来の事業予定 —

【別紙(16)ア】

ア 中継局の整備計画

局名/地区名	送信局置局				備考
	開設時期	プラン局	空中線 電力	世帯カバ ー率 (%)	

(注1) 短波放送事業者及び多重放送単営社は提出不要です。

(注2) 局名/地区名の欄は、親局、中継局の名称を開設時期の早い順に記載してください。

(注3) 再免許の申請においては、新たに開設する予定の中継局について開設時期の早い順に記載してください。

(注4) 開設時期の欄は、開設する予定の年を西暦で記載してください。

(注5) プラン局の欄は、親局については「親局」と、プラン局については「1」(半角)を記載し、その他の中継局については空欄としてください。

(注6) 空中線電力の欄は、中波放送を行うものについては「kW」を、超短波放送及びテレビジョン放送を行うものについては「W」を単位として記載してください。

(注7) 世帯カバー率の欄は、新規の中継局の整備計画がない場合であっても、申請を行う年以降の各年別毎に放送対象地域における親局及び全ての中継局による累計の世帯カバー率(各局間の重複を除く)を記載してください。その場合、「開設時期」及び「世帯カバー率(%)」以外は「-」と記載してください。また、テレビジョン放送を行うものについては、「〇%(〇%)」のように、放送波での直接受信が可能な世帯のカバー率の後に括弧書きで共聴施設やケーブルテレビでの視聴世帯を含めたカバー率を記載してください。

【別紙(16)イ】

イ-1 視聴覚障害者向け放送の実施計画(字幕放送、解説放送及び手話放送の実施)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
字幕放送	%	%	%	%	%
解説放送	%	%	%	%	%

(参考値)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
手話放送	分	分	分	分	分

(注1) テレビジョン放送を行う基幹放送局においてのみ記載してください。

(注2) 申請を行う年を1年目としてください。令和5年再免許又は免許申請の場合にあつては、令和5年度を1年目とし、令和5年度からの5年間に於ける年度ごとの字幕放送及び解説放送の実施予定(目標)比率を記載してください。この場合において、字幕放送については、毎日6時から25時までのうち連続した18時間における字幕付与可能な全ての放送番組に対する比率を、解説放送については、毎日7時から24時までの間における権利処理上の理由等により解説を付与することができない放送番組を除く全ての放送番組に対する比率を記載してください。

(注3) 申請を行う年から5年間に於ける年度ごとの手話放送の実施予定(目標)時間(1週間当たり平均)を記載してください(地域放送を行う民間放送局については、記載不要です。)

(注4) 数値の推移について特段の事情や理由がある場合は余白に記載してください。

イー2 視聴覚障害者向け放送の実施計画(CMへの字幕付与、緊急災害時の字幕付与及び手話放送)

様式適宜

(注) CMへの字幕付与、緊急災害時の字幕付与及び手話放送について、実施計画(手話放送については上記別紙(16)イ(注4)に該当する場合を除く。)及び現在の設備等の対応状況(設備等の対応をしていない場合は、今後の検討状況)を記載してください。

【別紙(16) ウ】

ウ AM局の運用休止に係る特例措置の適用

(注1) 「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」(令和5年3月9日公表。以下「基本方針」という。)に基づき、中波放送を行う基幹放送局について特例措置の適用を申請する場合は、基本方針3に示す各要件に係る事項について記載してください。

(注2) 提出された申請内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(注3) 特例措置の適用を申請する中波放送事業者を除き、提出不要です。

ウー1 特例措置の適用を申請するAM局(以下「特例適用申請局」という。)(基本方針3

(1)関係)

局名	親局・中継局の別	設置場所	周波数(kHz)	空中線電力(kW)	放送区域 ^{脚注1}	放送区域内の世帯数 ^{脚注2}

(注1) 親局・中継局の別の欄は、「親局」又は「中継局」と記載してください。

(注2) 設置場所の欄は、市区町村名を記載してください。

(注3) 放送区域の欄は、放送事業者の放送対象地域内の放送区域の市区町村名を記載してください。

¹ 放送区域とは、放送事業者の放送対象地域内の放送区域とします。ウー2以降の「放送区域」についても同じです。

² 世帯数は、令和2年国勢調査による世帯数を記載してください。ウー2以降の「世帯数」についても同じです。

い。

- (注4) 放送区域内の世帯数の欄は、「放送区域」の欄に記載した市区町村ごとの世帯数を記載してください。
- (注5) 特例適用申請局ごとに記載してください。1つの特例適用申請局の放送区域が複数の市区町村に及ぶ場合は、市区町村ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー2 特例適用申請局の放送区域内をカバーするFM補完中継局(新たに設置するFM局を含む。以下「FM局」という。)(基本方針3(1)関係)

特例適用申請局名	FM局名	設置場所	周波数(MHz)	空中線電力(W)	放送区域	特例適用申請局の放送区域内の世帯数	備考

- (注1) 設置場所の欄は、市区町村名を記載してください。
- (注2) 放送区域の欄は、特例適用申請局の放送区域内における各FM局の放送区域の市区町村名を記載してください。
- (注3) 特例適用申請局の放送区域内の世帯数の欄は、「放送区域」の欄に記載した市区町村ごとに、各FM局による世帯数を記載してください。
- (注4) 新たに設置する予定のFM局の場合は、FM局名の欄は「●●局(仮称)」と記載し、設置場所、放送区域及び特例適用申請局の放送区域内の世帯数の欄は「予定」、周波数及び空中線電力の欄は空欄とし、備考の欄は「新設」の記載と併せて開設予定時期(西暦)を記載してください。
- (注5) 特例適用申請局ごとに記載してください。1つの特例適用申請局に対して、該当するFM局が複数ある場合は、FM局ごとに記載してください。また、1つのFM局の放送区域が複数の市区町村に及ぶ場合は、市区町村ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー3 特例適用申請局の放送区域内で同局が放送しているラジオ放送を再送信しているケーブルテレビ(共聴施設を含む。以下「CATV」という。)(基本方針3(1)関係)

特例適用申請局名	CATV事業者名	特例適用申請局の放送区域内のCATVの業務区域	特例適用申請局の放送区域内の世帯数

- (注1) 特例適用申請局の放送区域内のCATVの業務区域の欄は、放送区域内にあるCATVの業務区域の市区町村名を分かる範囲で記載してください。
- (注2) 特例適用申請局の放送区域内の世帯数の欄は、「特例適用申請局の放送区域内のCATVの業務区域」の欄に記載した市区町村ごとに、当該CATV事業者がサービスを提供することができる世帯数を分かる範囲で記載してください。
- (注3) 特例適用申請局ごとに記載してください。1つの特例適用申請局に対して、該当するCATV事業者が複数ある場合は、CATV事業者ごとに記載してください。また、1つのCATV事業者の業務区域が複数の市区町村に及ぶ場合は、市区町村ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー4 ウー2及びウー3の手段を講じても特例適用申請局の放送区域内で同局のラジオ放送が聴取できなくなる地域における代替手段(基本方針3(1)関係)

特例適用申請局名	代替手段	代替手段を講じる地域に含まれる市区町村	特例適用申請局の放送区域内の世帯数

- (注1) 代替手段を講じる地域に含まれる市区町村の欄は、放送区域内でラジオ放送が聴取できなくなる地域として代替手段を講じるエリアに含まれる市区町村名を記載してください。

- (注2) 特例適用申請局の放送区域内の世帯数の欄は、「代替手段を講じる地域に含まれる市区町村」の欄に記載した市区町村ごとに、ラジオ放送が聴取できず、代替手段の利用を想定している世帯数を分かる範囲で記載してください。
- (注3) ラジオを聴取できなくなる地域において代替手段が有効であることを確認するための資料を添付してください。(例：携帯電話事業者のエリアカバー図など)
- (注4) 特例適用申請局ごとに記載してください。1つの特例適用申請局に対して、代替手段が複数ある場合は、代替手段ごとに記載してください。また、1つの代替手段を講じる地域に含まれる市区町村が複数ある場合は、市区町村ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー5 特例適用申請局の運用休止前における放送対象地域に対する全AM局及び特例適用申請局によるそれぞれの世帯カバー率(基本方針3(1)ア関係)

(1) 特例適用申請局の運用休止前における、放送対象地域に対する全AM局による世帯カバー率

①全AM局数	②全AM局による放送区域内における世帯数 (複数のAM局の重複を除く。)	③放送対象地域における世帯数	世帯カバー率 (②/③)(%)

- (注1) ①全AM局数の欄は、免許人所属のAM局数を記載してください。
- (注2) ②全AM局による放送区域内の世帯数(複数のAM局の重複を除く。)の欄は、全AM局の放送区域の世帯数の合算値(重複する世帯を除く。)を記載してください。
- (注3) ③放送対象地域における世帯数の欄は、放送事業者における放送対象地域の世帯数を記載してください。

(2) 特例適用申請局の運用休止前における、放送対象地域に対する各特例適用申請局による世帯カバー率

特例適用申請局名	世帯カバー率(%)

- (注1) 世帯カバー率の欄は、分母を上記(1)の「③放送対象地域における世帯数」、分子をウー1の特例適用申請局の「放送区域内の世帯数」として算出した数値を記載してください。
- (注2) 特例適用申請局ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー6 特例適用申請局単位で見た場合の世帯カバー率(運用休止期間中)(基本方針3(1)イ関係)

特例適用申請局名	①運用休止前世帯数	②FM局による世帯数	③CATVによる世帯数	④FM局及びCATVによる世帯数 (②及び③の重複を除く。)	世帯カバー率 (④/①)(%)

- (注1) ①運用休止前世帯数の欄は、ウー1の特例適用申請局の「放送区域内の世帯数」の数値を記載してください。
- (注2) ②FM局による世帯数の欄は、ウー2の「特例適用申請局の放送区域内の世帯数」の数値を記載してください。1つの特定適用申請局に対して、該当するFM局が複数ある場合は、複数局の合算値(重複する世帯を除く。)を記載してください。
- (注3) ③CATVによる世帯数の欄は、ウー3の「特例適用申請局の放送区域内の世帯数」の数値を記載してください。1つの特定適用申請局に対して、該当するCATV事業者が複数あ

る場合は、複数の事業者の合算値(重複する世帯を除く。)を記載してください。

(注4) ④FM局及びCATVによる世帯数(②及び③の重複を除く。)の欄は、②及び③の世帯数の合算値(重複する世帯を除く。)を記載してください。

(注5) 特例適用申請局ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー7 事業者単位で見た場合の世帯カバー率(運用休止期間中)(基本方針3(1)ウ関係)

①運用休止前の全AM局による世帯数	②特例適用申請局を除く残りのAM局による世帯数	③FM局による世帯数	④CATVによる世帯数	⑤特例適用申請局を除く残りのAM局、FM局及びCATVによる世帯数(②、③及び④の重複を除く。)	世帯カバー率(⑤/①)(%)

(注1) ①運用休止前の全AM局による世帯数の欄は、ウー5の「②全AM局による放送区域内における世帯数(複数のAM局の重複を除く。)」の数値を記載してください。

(注2) ②特例適用申請局を除く残りのAM局による世帯数の欄は、特例適用申請局(複数局あるときは全ての特例適用申請局)を除く残りのAM局による放送区域の世帯数を記載してください。

(注3) ③FM局による世帯数の欄は、ウー6の「②FM局による世帯数」の数値を記載してください。

(注4) ④CATVによる世帯数の欄は、ウー6の「③CATVによる世帯数」の数値を記載してください。

(注5) ⑤特例適用申請局を除く残りのAM局、FM局及びCATVによる世帯数(②、③及び④の重複を除く。)の欄は、②、③及び④の世帯数の合算値(重複する世帯を除く。)を記載してください。

ウー8 特例適用申請局の運用休止に関する住民への周知広報(基本方針3(2)関係)

特例適用申請局名	周知広報手段	実施予定期間	周知広報内容

(注1) 周知広報手段の欄は、少なくとも3種類の手段を記載してください。

(注2) 実施予定期間の欄は、西暦で記載してください。

(注3) 周知広報内容の欄は、主に周知広報する内容を記載してください。

(注4) 特例適用申請局ごとに周知広報手段又は実施予定期間が異なる場合は、特例適用申請局ごとに記載してください。また、周知広報手段ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー9 ウー8の周知広報手段のほか、ラジオ放送が聴取できなくなる地域の住民に対して実施を予定している追加的な対応(基本方針3(2)関係)

特例適用申請局名	追加的な対応	実施予定期間

(注1) 実施予定期間の欄は、西暦で記載してください。

(注2) 特例適用申請局ごとに追加的な対応又は実施予定期間が異なる場合は、特例適用申請局ごとに記載してください。1つの特例適用申請局に対して、複数の追加的な対応を行う場合は、追加的な対応ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー10 特例適用申請局の運用休止によってラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体に対する周知(基本方針3(3)ア関係)

特例適用申請局名	地方公共団体名	周知予定期間	周知方法	周知・調整内容

--	--	--	--	--

- (注1) 周知予定期間の欄は、西暦で記載してください。
- (注2) 周知・調整内容の欄は、主に周知・調整する内容を記載してください。
- (注3) 地方公共団体(都道府県及び市区町村)が複数ある場合は、地方公共団体ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー11 特例適用申請局の運用休止によってAM放送の再送信ができなくなるトンネル(基本方針3(3)ア関係)

特例適用申請局名	トンネルの名称	所在地	道路管理者名	周知・調整予定期間	周知・調整内容	FM局の有無

- (注1) 所在地の欄は、市区町村名を記載してください。
- (注2) 周知・調整予定期間の欄は、西暦で記載してください。
- (注3) 周知・調整内容の欄は、主に周知・調整する内容を記載してください。
- (注4) FM局の有無の欄は、特例適用申請局が休止してもFM局によってトンネル内の放送が確保されているトンネルの場合はその局名を記載してください。無い場合は記載不要です。
- (注5) 特例適用申請局ごとに記載してください。1つの特例適用申請局に対して、影響を受けるトンネルが複数ある場合は、トンネルごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー12 特例適用申請局の運用休止によってAM放送の再送信ができなくなるCATV事業者(基本方針3(3)ア関係)

特例適用申請局名	CATV事業者名	周知・調整予定期間	周知・調整内容

- (注1) 周知・調整予定期間の欄は、西暦で記載してください。
- (注2) 周知・調整内容の欄は、主に周知・調整する内容を記載してください。
- (注3) 特例適用申請局ごとに記載してください。1つの特例適用申請局に対して、影響を受けるCATV事業者が複数ある場合は、CATV事業者ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー13 特例適用申請局の運用休止によってラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる、かつ、災害時のラジオ放送の対応についての取決めがある地方公共団体との災害時等の対応に関する調整(基本方針3(3)イ関係)

特例適用申請局名	地方公共団体名	調整予定期間	災害時等の対応に関する調整の内容等

- (注1) 調整予定期間の欄は、西暦で記載してください。
- (注2) 災害時等の対応に関する調整の内容等の欄は、調整内容(予定を含む。)の概要や合意状況等を記載してください。
- (注3) 特例適用申請局ごとに記載してください。1つの特例適用申請局に対して、調整を行う地方公共団体(都道府県及び市区町村)が複数ある場合は、地方公共団体ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー14 特例適用申請局の運用休止によってラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体(ウー13で記載した地方公共団体を除く。)との災害時等の対応に関する調整(基本方針3(3)ウ関係)

特例適用申請局名	地方公共団体名	調整予定期間	災害時等の対応に関する調整の内容等

(注1) 調整予定期間の欄は、西暦で記載してください。

(注2) 災害時等の対応に関する調整の内容等の欄は、調整内容(予定を含む。)の概要や合意状況等を記載してください。

(注3) 特例適用申請局ごとに記載してください。1つの特例適用申請局に対して、調整を行う地方公共団体(都道府県及び市区町村)が複数ある場合は、地方公共団体ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー15 特例適用申請局の運用休止に伴う問合せ窓口(基本方針3(4)関係)

特例適用申請局名	問合せ窓口の連絡手段	対応時間帯	設置予定期間

(注1) 問合せ窓口の連絡手段の欄は、「電話」、「メール」又はその他の連絡手段について記載してください。

(注2) 対応時間帯の欄は、曜日又は平日・休日によって異なる場合は、その旨が分かるように記載してください。

(注3) 設置予定期間の欄は、西暦で記載してください。

(注4) 特例適用申請局ごとに問合せ窓口又は開設予定期間が異なる場合は、特例適用申請局ごとに記載してください。1つの特例適用申請局に対して、問合せ窓口を複数設ける場合は、問合せ窓口ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー16 特例適用申請局において予定している休止期間等(基本方針3(5)及び3(6)関係)

特例適用申請局名	休止開始日(予定)	休止終了日(予定)	休止期間(予定)	休止の方法

(注1) 休止開始日(予定)及び休止終了日(予定)の欄は、西暦で記載してください。

(注2) 休止期間(予定)の欄は、「か月」又は「日」を単位として記載してください。なお、休止期間は、合計で6か月以上になるように記載してください。

(注3) 休止の方法の欄は、以下から該当する数字を選択し、記載してください。

①特例措置の適用期間中のある時点で直ちに放送を休止

②特例措置の適用期間中において、空中線電力を段階的に減力した後に放送を休止

③特例措置の適用期間中に定期的に繰り返し一定期間放送を休止

(注4) 休止の方法の欄で「③」を選択する事業者においては、放送を休止する期間ごとに「休止開始日(予定)」、「休止終了日(予定)」及び「休止期間(予定)」の各欄に必要事項を記載してください。

(注5) 特例適用申請局ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー17 特例適用申請局の運用休止の影響を検証する事項及び検証の方法(基本方針3(6)関係)

特例適用申請局名	検証する事項	検証方法

(注1) 検証方法の欄は、予定している方法を記載してください。

(注2) 特例適用申請局ごとに記載してください。適宜、行を追加してください。

ウー18 特例適用申請局の運用休止期間終了後、総務省に提出する報告書に関する事項(基本方針3(7)関係)

報告事項	提出予定時期	備考

(注1) 報告事項の欄は、報告を予定している内容を記載してください。

(注2) 提出予定時期の欄は、運用休止期間終了後、どの程度の時期に提出を予定しているかを記載してください。(例：運用休止期間終了の○日/○週間/○か月後に提出予定)

(注3) 提出予定時期が、運用休止期間終了の1か月後よりも後になることを想定している場合は、その理由を備考欄に記載してください。

ウー19 特例適用申請局の運用休止結果の公表に関する事項(基本方針3(8)関係)

公表事項	公表方法

(注1) 公表事項の欄は、公表を予定している内容を記載してください。また、特例適用申請局の廃止を予定している場合は、その旨も公表事項に記載してください。

(注2) 公表方法の欄は、予定している公表方法を記載してください。

ウー20 特例適用申請局の運用休止を実施する体制に関する事項(基本方針3(9)関係)

事項	実施体制
①住民への周知広報	
②問合せ窓口	
③運用休止に関する作業	
④その他	

(注1) 実施体制の欄は、各事項における実施体制を記載してください。

(注2) ④その他については、放送事業者全体での実施体制等、①から③までに該当しないものを記載してください。

ウー21 特例適用申請局の運用休止に関する実施計画(基本方針3(10)関係)

様式適宜

(注) 基本方針3(1)から3(9)までの要件に関する内容を含む実施計画を作成し、提出してください。

— (17) 事業収支見積り —

【別紙(17)ア(ア)】

ア(ア) 見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支								
1 売上高	千円	千円								
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
放送受託費(放 送局設備供給役 務料)										
その他										
2 売上原価										
放送費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3 売上総利益 (1-2)										
4 販売費及び一般 管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5 営業利益 (3-4)										
6 営業外収益										

7 営業外費用										
8 経常利益 (5 + (6 - 7))										
備考										

(注1) この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略してください。

(注2) 事業収支の欄は、申請者が行う放送事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載してください。

(注3) 兼営者の場合であって、放送の種類ごとに区分できるものについては項目ごとに区分して記載してください。

(注4) 第1年目は申請年度としてください。ただし、前年度の決算が再免許等申請期間以降となる場合には、申請の前年度を第1年目としてください。(例：令和5年9月決算の申請者については、令和4年10月1日から令和5年9月30日までが第1年目となります。)

(注5) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載してください。

(注6) 放送受託費の欄は、申請者が基幹放送局提供事業者である場合に限り記載することとし、自己の申請に係る認定基幹放送事業者との間で締結した放送局設備供給契約に基づく当該供給役務料金収入見込みを記載してください。

(注7) 次の書類を添付してください。

ア 放送料表

イ 最近の決算期における計算書類(電波法施行規則第43条の2第2項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができます。)

ウ 売上高の将来見積りの算出の根拠についての概要(伸び率等の係数を用いる上でどのような市況動向予測調査、レポート等に基づき算出されたか等を説明するもの)

エ その他参考となる資料

(注8) 最終年度の売上高が初年度の売上高を下回る場合は、費用削減方策について、別紙(17)ア(i)の様式に記載してください。

(注9) 追加的にキャッシュフロー等の財務資料の提出や個別ヒアリング等を要請することがあります。

【別紙(17) ア(イ)】

ア(イ) 費用削減方策

①最終年度の売上高 /初年度の売上高 (%)	②最終年度の費用 /初年度の費用 (%)	③直近3カ年の 費用増減率 (%)	④費用削減方策

(注1) 別紙(17) ア(ア)の最終年度の売上が初年度の売上高を下回る場合に記載してください。

(注2) 「費用」については「営業費用(「売上原価」+「販売費及び一般管理費」)」を用いてください。

(注3) ③については、令和5年度の申請の場合、令和4年度の費用/令和2年度の費用で計算してください。

(注4) ④については、5年間における費用の減少率が、売上高の減少率より大きい場合(①>②となる場合)または直近3カ年の費用増減率より大きい場合(②<③となる場合)には、その理由も併せて記載してください。

(注5) 直近3カ年の計算書類を添付してください。(電波法施行規則第43条の2第2項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができます。)

【別紙(17) イ(ア)】

イ 見積りの根拠

(ア) 収益

第〇年目

区 分	1週間平均の 回数	単 価	1週間平均の 収入	1年間の収入
(記載例)	回	千円	千円	千円
放送料				
Aタイム 30分				
15分				
Bタイム 30分				
15分				
Aスポット				
Bスポット				

(注1) P73のアの表の1の項の売上高の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載してください。ただし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載してください。なお、第1年目については、開始時期が分かるように、表の上に「第1年目(令和〇〇年〇〇月から)」のように表記してください。

(注2) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、契約者数及び有料放送料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載してください。

【別紙(17) イ(イ)】

イ 見積りの根拠

(イ) 費用

第〇年目

科 目	金 額	根 拠
	千円	

- (注1) P73のアの表の2及び4の項の費用の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載してください。ただし、売上原価及び販管費のその他及び営業外費用の科目については適宜の様式により記載してください。なお、第1年目については、開始時期が分かるように、表の上に「第1年目(令和〇〇年〇〇月から)」のように表記してください。
- (注2) 根拠の欄は、単価、数量、員数、月数等をできる限り詳細に記載してください。
- (注3) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、各科目ごとに有料放送に係る金額及び根拠を()で再掲してください。

— (18) 放送番組の主たる利用見込者—

【別紙(18)】

フリガナ 氏名又は名称	住 所	1年間の 利用見込金額 千円	1年間平均の利用度		備 考
			回 数	時 間 秒	

- (注1) 他人の利用に供するものについて記載してください。
- (注2) 利用見込者は、都道府県別に記載してください。
- (注3) 住所の欄は、都道府県及び市区町村を記載してください。この場合において、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (注4) 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載してください。

— (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績 —

この事項において提出が必要となる項目について、以下の表の該当する□に✓印を付けて提出してください。

事項名	
ア 事業の実績	
(ア) 事業遂行の概要	□
(イ) 1週間の放送の実施状況(他から供給を受けた放送番組の時間)	□
(ウ) 放送番組に関する参考事項(放送法関係審査基準別紙1及び基幹放送普及計画第2の各項目)	
(1) 公安及び善良な風俗を害しないこと	□
(2) 政治的に公平であること	□
(3) 報道は、事実をまげないですること	□
(4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること	□
(5)-1 番組調和の確保	□
(5)-2 教育番組10%以上、教養番組20%以上の確保	□
(6) 教育的効果を目的とする放送を専ら行う基幹放送局	□
(7) 視聴覚障害者向け放送の実施	□
(8) 番組基準の制定及び遵守	□
(9) 放送番組審議機関の設置	□
(10) 災害放送の実施	□
(11) 外国語放送の放送時間	□
(12) 同一エリアの他の基幹放送と1/3以上同じ番組にならないこと	□
(13) 毎日放送の実施	□
(14) 放送番組の供給協定	□
(15) 放送番組の主たる利用者	□
(エ) その他参考となる事業の概要	□

イ 資産、負債及び収支の実績	□
----------------	---

【別紙(19)ア(ウ)(1)～(4)】

ア 事業の実績

(ウ) 放送番組に関する参考事項

(1)～(4)

項目	番組名	放送 年月日	放送番組審議機関 の答申又は意見の 有無	BPOの勧告又は 見解の公表の有無
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				

(注1) 項目の欄は、放送法関係審査基準別紙1の1(1)～(4)の各項目です。

(注2) 平成30年11月から令和5年3月までに放送された番組であって、以下①又は②に該当する番組について、(1)から(4)までの項目に類すると判断されるものを項目ごとに分類し、記載してください。

① 放送番組審議機関の答申又は意見があった番組

② 放送倫理・番組向上機構(BPO)における審理又は審議の結果、勧告又は見解の公表があった番組

さらに①又は②に該当する番組がある場合は、以下ア～オについて、別紙として、できるだけ詳細に記載してください。なお、一の番組が①にのみ該当する場合は、ア、イ及びウについて記載し、②にのみ該当する場合は、ア、エ、及びオについて記載してください。

ア 番組の内容(番組全体ではなく、問題とされた部分の内容)

イ 放送番組審議機関による答申又は意見の概要

ウ イに対する対応状況

エ BPOの勧告又は見解の概要

オ エに対する対応状況

(注3) (注2)に加えて、(2)及び(4)の項目については、令和5年4月の標準的な1週間(P55～58の別紙(9)の項目と同時期としてください。)の放送番組において、当該項目に適合するために特段の配慮をもって編集した番組がある場合は、別紙として、対応状況を記載してください。

【別紙(19)ア(ウ)(8)】

ア 事業の実績

(ウ) 放送番組に関する参考事項

(8) 番組基準の制定及び遵守

A 放送番組審議機関からの答申又は意見に基づく措置状況

年月日	答申又は改善意見の概要	公表の期日及び方法	措置状況

(注) 放送法第6条第4項及び第6項の規定に基づく措置状況(上記別紙(19)ア(ウ)(1)～(4)において記載済みの事案並びに番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画の変更に係る事項を除く。)等について記載してください。

B 社内考査機構による番組考査

番組名	放送年月日	考査の概要

(注) 番組について社内考査活動(改善や対策を行った事例がある場合には当該事例を含めて5例程度)の状況について記載してください。

C 視聴者及び社外モニターによる番組考査

番組名及び放送年月日	指摘事項又はモニター報告の概要	放送番組審議機関への報告年月日	措置状況
参考	1 モニター委嘱の基準 2 モニター委嘱数 男性 名 女性 名 3 平均委嘱期間 4 モニター報告方法の概要		

(注1) 視聴者及び社外モニターから放送番組の編集の基準に照らし適当でないとして申し出のあった苦情その他の意見(特に苦情その他の意見の多かった事例を含めて5例程度)について記載してください。

(注2) 放送番組審議機関への報告年月日の欄は、放送法第6条第5項第3号の規定により放送番組審議機関へ報告した事例があった場合に記載してください。

(注3) 参考の欄は、令和5年5月1日現在の社外モニターについて記載してください。

【別紙(19)ア(ウ)(10)】

ア 事業の実績

(ウ) 放送番組に関する参考事項

(10) 災害放送の実施

緊急警報放送の実施状況

実施日	災害名	緊急警報信号の送信回数
(例) R2.△.△	〇〇県沖地震における津波警報	〇回

(注1) 平成30年11月1日から令和5年4月30日までの間において、無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)第138条の2に規定する緊急警報信号を前置して行った放送について記載してください。実施していない場合については、「該当なし」と記載した上でその理由又は背景について記載してください。

(注2) 兼営者については、基幹放送の種類ごとに記載してください。

(注3) 免許期間中に緊急警報放送以外の災害放送を行わなかった場合は、適宜用紙により、その理由を提出してください。

【別紙(19)ア(ウ)(14)】

ア 事業の実績

(ウ) 放送番組に関する参考事項

(14) 放送番組の供給協定

協定の名称	協定成立の年月日	協定の当事者	備考

- (注1) 令和5年5月1日現在において、ネットワーク協定、ニュース供給に関する覚書等番組又は番組素材を提供する者との間に締結されている全ての協定について記載してください。
- (注2) 放送番組の供給に関する協定等がある場合はその写し(協定等に基づく別定細目を含む。)を添付してください。

【別紙(19)ア(ウ)(15)】

ア 事業の実績

(ウ) 放送番組に関する参考事項

(15) 放送番組の主たる利用者

フリガナ 氏名又は名称	住 所	1年間の利用 実績額	1年間の平均の利用度		備考
		千円	回数	時間 秒	

- (注1) 他人の利用に供するものについて記載してください。
- (注2) 利用者は、都道府県別に記載してください。(上位5社程度)
- (注3) 住所の欄は、都道府県及び市区町村を記載してください。この場合において、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (注4) 「1年間の利用実績額」及び「1年間の平均の利用度」の基準となる期間は、前会計年度の1年間(例:3月決算の場合には、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)としてください。
- (注5) 備考の欄は、利用者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載してください。

イ 放送法施行規則別表第七の一号「地上基幹放送に係る事業計画書」等

(ア) 放送法施行規則別表第七の一号 第1 地上基幹放送に係る事業計画書

提出が必要となる項目について、以下の表の該当する□に✓印を付けて提出してください。

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
- (14) 試験の方法及び具体的計画
- (15) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
- (16) 将来の事業予定

— (1) 経営形態及び資本又は出資の額 —

【別紙(1)】 ※株式会社(設立中のものを除く。)の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数
	△△億円 △△株		

(注1) 定款又は寄附行為を添付してください。

(注2) 定款に放送事業を行うことについて定めがない場合には、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写しを添付してください。

— (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 —

【別紙(2)】

用途別資金の額		資金調達の方法
工事費	千円	
創業費	千円	
その他	千円	
合計	千円	

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載してください。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付してください。

— (3) 主たる出資者及び議決権の数 —

【別紙(3)】

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率	備考
			%	

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)について記載してください。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出してください。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載してください。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについても併せて記載してください。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記してください。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載してください。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」

「雑貨商店主」のように記載してください。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記してください。なお、個人にあって記載する職業がない場合は「-」と記載してください。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載してください。

- ア 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類
- イ 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- ウ 出資予定のものについてはその旨

— (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 —

【別紙(4)】

氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の1を超える議決権を有する者 (A)	%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	%		

(注1) 議決権の取扱いは、次のアからエまでに定めるところにより計算し、記載してください。

- ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとします。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算してください。
- イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなします。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この注において同じ。)が基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算してください。
- ウ イの本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人

等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用します。

エ ウの規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載してください。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとします。

(注2) (B)の欄は、議決権を有する全ての者について記載してください。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類を記載してください。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載してください。

(注4) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第2条第17号に規定する申請者等に係る一の者(申請者又は申請者に対して支配関係を有する者をいう。)が、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有し、かつ、当該一の者がそれらのテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域においてラジオ放送(全国放送を除く。)による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はラジオ放送(全国放送を除く。)による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合であつて、当該一の者が当該重複する地域において新聞社を自ら経営し、又は新聞社を経営する者に対して支配関係を有する場合は、同令第8条第5号ただし書のニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないことに該当することの判断の基礎となる資料(例えば、申請者の放送対象地域における放送事業者の数、新聞の販売シェア、自主放送を行うケーブルテレビの加入率等、影響力のある他のメディアの有無)を提出してください。

— (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項—

【別紙(5)】

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らの有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注1) P83の別紙(4)の(注1)アからウまで、(注2)及び(注3)に準じて記載してください。また、次のア及びイによってください。

ア P83の別紙(4)の(注1)アからウまでについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えます。

イ P83の別紙(4)の(注1)アからウまでに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を

他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとします。

- (注2) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第2条第17号に規定する申請者等に係る一の者（申請者又は申請者に対して支配関係を有する者をいう。）が、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有し、かつ、当該一の者がそれらのテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域においてラジオ放送（全国放送を除く。）による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はラジオ放送（全国放送を除く。）による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合であって、当該一の者が当該重複する地域において新聞社を自ら経営し、又は新聞社を経営する者に対して支配関係を有する場合は、同令第8条第5号ただし書のニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないことに該当することの判断の基礎となる資料（例えば、申請者の放送対象地域における放送事業者の数、新聞の販売シェア、自主放送を行うケーブルテレビの加入率等、影響力のある他のメディアの有無）を提出してください。

— (6) 役員に関する事項 —

【別紙(6)】

フリガナ	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への 該当の有無	備考
氏名						
					□有□無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載してください。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出してください。
- (注2) 特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいいます。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載してください。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記してください。
- (注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注4)に準じて記載してください。
- (注6) 備考の欄は、次の事項を記載してください。
ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
イ 予定のものについてはその旨
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付してください。
- (注8) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第2条第17号に規定する申請者等に係る一の者（申請者又は申請者に対して支配関係を有する者をいう。）が、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有し、かつ、当該一の者がそれらのテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域においてラジオ放送（全国放送を除く。）による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はラジオ放送（全国放送を除く。）による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合であって、当該一の者が当該重複する地域において新聞社を自ら経営し、又は新聞社を経営する者に対し

て支配関係を有する場合は、同令第8条第5号ただし書のニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないことに該当することの判断の基礎となる資料（例えば、申請者の放送対象地域における放送事業者の数、新聞の販売シェア、自主放送を行うケーブルテレビの加入率等、影響力のある他のメディアの有無）を提出してください。

— (7) 放送番組の編集の基準 —

【別紙(7)】

様式適宜

- (注1) 放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載してください。
- (注2) 最終改定年月日を案文の空いている箇所に記載してください（基準の中に記載のある場合は除きます。）。

— (8) 放送番組の編集に関する基本計画 —

【別紙(8)】

様式適宜

- (注) 具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載してください。この場合において、特別の経営方針による基幹放送の業務については、対象とする受信者層を併せて記載してください。

— (9) 週間放送番組の編集に関する事項 —

【別紙(9)ア】

ア 放送番組表（※テレビジョン放送の場合）

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)
1週間の総放送時間 時間分(分) ※字幕付与可能な1週間の放送時間 時間分(分) ※権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間 時間分(分)	備考 字 時間 分(分) % (うち、普及目標対象の放送時間帯における字幕放送割合) 字 時間 分(分) % (●時●分から●時●分までの連続18時間) 解 時間 分(分) % (うち、普及目標対象の放送時間帯における解説放送割合) 解 時間 分(分) %						

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載してください。
- (注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号(報道は(報)、教育は(育)、教養は(養)、娯楽は(娯)、その他については更に通信販売番組とそれ以外に区分し、それぞれ(販)、(他)と表示)に従い、個々の放送番組の欄内に表示してください。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに個々に放送時間を付記してください。
- (注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載してください。
- (注4) 補完放送であって、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)と表示してください。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間(字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とし、解説放送にあつては、権利処理上の理由等により解説を付することができない放送番組を除く1週間の放送時間とします。)について、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載してください。
- (注5) 注4のほか、字幕放送時間及び解説放送時間については、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」において普及目標の対象となっている時間帯の放送時間及び割合についても記載してください。
- (注6) 複数チャンネル編成を行う時間帯の放送について、複数放送を実施する番組が相互に独立した番組である場合は、当該時間帯の表記を番組ごとに複数列に分割して記載してください(複数編成の番組内容が相互に連動する形式の番組の場合は不要です)。
その際、複数番組の実施により増加する放送時間数については、当該番組が属する曜日の放送時間及び1週間の放送時間に合算し、記載してください。
- (注7) 常時マルチ編成を行う場合は、(注1)から(注4)に準じて個々に作成してください。
- (注8) 補完放送であって、1セグメント放送において主たる放送番組と異なる放送(サイマル放送を除く。)を行う場合(いわゆる「1セグメント放送における独立利用」を行う場合)には、以下の様式により表で別に作成し、当該補完放送に係る放送時間等を上記(注2)に従って、それぞれ該当する項目を記載してください。

【提出資料のイメージ (1セグメント放送における独立利用の場合)】

— (9) 週間放送番組の編集に関する事項 —							
ア放送番組表 (※1セグメント放送における独立利用を行う場合)							
曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)
1セグメント放送における独立利用の1週間の番組数 ○○番組				1セグメント放送における独立利用の1週間の総放送時間 時間分(分)			
令和5年		㈒○○放送		DHV		別紙(9)ア	

- (注9) いわゆる「12セグメント部分でのデータ放送の独立利用」や「1セグメント放送におけるデータ放送」については、自社において独自の取組を行う場合(天気予報やニュース等以外のもので、特にPRしていきたいようなデータ放送等の取組を行っている場合)には、以下の様式を参考に記載してください。

【提出資料のイメージ（データ放送等における独自の取組を行っている場合）】

—（9）週間放送番組の編集に関する事項—

ア放送番組表（※データ放送等における独自の取組を行う場合）

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計	〇〇番組	

令和5年	（株）〇〇放送	DHV	別紙（9）ア
------	---------	-----	--------

（注10） 各曜日の放送時間の計の欄、1週間の総放送時間の欄内の1週間の総放送時間、字幕付与可能な1週間の放送時間の欄、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間の欄及び備考の欄内の「（）分」は、各項目の時間数を分数に換算したものを記載してください。

（注11） 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を（）で再掲してください。

【別紙（9）ア】

ア放送番組表（※中波放送、短波放送又は超短波放送の場合）

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)	時間分 (分)
合計	1週間の総放送時間 時間分（分）				備考		

（注1） 1週間の放送番組の代表例を記載してください。

（注2） 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号（報道は（報）、教育は（育）、教養は（養）、娯楽は（娯）、その他については更に通信販売とそれ以外に区分し、それぞれ（販）、（他）と表示）に従い、個々の放送番組の欄内に表示してください。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記してください。

（注3） 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載してください。

（注4） 各曜日の放送時間の計の欄及び合計の欄及び備考の欄の「(分)」は、各項目の時間数を分数に換算したものを記載してください。

【別紙（9）ア】

ア放送番組表（※超短波多重放送の場合）

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計	〇〇番組	

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載してください。
- (注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。
- (注3) 番組数の欄の「〇〇番組」には、1週間に放送した放送番組の総数を記載してください。
- (注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を（）で再掲してください。

【別紙（9）イ】

イ放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道	時間分	%	
教育	時間分	%	
教養	時間分	%	
娯楽	時間分	%	
その他	通販番組	%	
	通販以外	時間分	%
合計	時間分	100.0%	

- (注1) 1週間の放送時間の欄は、P86～89のそれぞれの場合に応じた別紙（9）アの放送番組表に基づいて集計したものを記載してください。
- (注2) 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に（補完：）で再掲してください。
- (注3) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に（有料：）で再掲してください。
- (注4) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとに細分してください。
- (注5) P87の別紙（9）ア（注6）のマルチ編成における独立番組については、上記1週間の放送時間に合算し、集計してください。
- (注6) P87の別紙（9）ア（注7）の常時マルチ編成を行う場合は、個々の放送時間について、アの放送番組表に基づいて上記1週間の放送時間に合算し、集計してください。
- (注7) P87の別紙（9）ア（注8）の補完放送であつて、1セグメント放送において主たる放送番組と異なる放送（サイマル放送を除く。）を行う場合（いわゆる「1セグメント放送における独立利用を行う場合」）には、当該補完放送に係る放送時間及び比

率を別紙に記載してください。

(注8) P87の別紙(9)ア(注9)のいわゆる「12セグメント部分でのデータ放送の独立利用」や「1セグメント放送におけるデータ放送」については記載不要です。

【別紙(9)ウ】

ウ ローカル放送番組

(ア)ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間分 (%)	時間分 (%)

(イ)天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間分 (%)	時間分 (%)

(ウ)ニュース、天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間分 (%)	時間分 (%)

(エ)総合計

総合計(ア)+(イ)+(ウ)	時間分 (%)

(注1) 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載してください。

(注2) P86～88のそれぞれの場合に応じた別紙(9)アの放送番組表に基づいて記載してください。

(注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの(自社以外が制作したものを含む。)について記載してください。

(注4) 定期的なニュース及び天気予報については、放送日時の欄に「月～金 9:05～9:10」、「土～日 12:10～12:15」のように記載してください。

(注5) 合計及び総合計の欄の「(%)」は、P86～89のそれぞれの場合に応じた別紙(9)アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載してください。

【別紙(9)エ】

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給 を受ける放 送番組	合計
①完全局 制作	②制作会社 協力	③共同 制作	④制作委託	⑤再放送		
分	分	分	分	分	分	分
%	%	%	%	%	%	100.0%

(注1) P86～89のそれぞれの場合に応じた別紙(9)アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間(分)及び1週間の総放送時間に対する割合(%)を記載してください。

(注2) 「自社において制作する放送番組」とは、「制作著作」が自社になされるものです。

(注3) 「制作著作」とは、発意と責任を有し、制作に必要な手配をするものとしての権利と責任の主体の表示とします。

(注4) 上記①～⑤の項目は、下記により区分します。

① 「完全局制作」

企画及び制作スタッフが自社社員により構成されているもの(演出補助等の分野で外部スタッフの協力を求めるものを含む。)

② 「制作会社協力」

自社と制作会社が相互に協力して制作するもの（スペシャル番組等でのコーナー企画等を外部制作会社が担当しているものを含む。）

- ③ 「共同制作」
 自社と制作会社が共同して制作するもの（「制作著作」が自社及び制作会社になされるものを含む。）
- ④ 「制作委託」
 委託（自社のプロデューサーが指揮を行う場合を含む。）により制作会社が一括して制作する番組
- ⑤ 「再放送」は、上記①～④のうち再放送の番組

（注5） ①～④については、いずれも再放送の番組を除きます。

（注6） 自社における制作能力、制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、それらを添付してください。

【別紙（9）オ】

オ 他から供給を受ける放送番組の時間帯

供給者名	1週間の放送時間(他から供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者 小計	時間分(分) %	
その他の者 小計	時間分(分) %	
計(①)	時間分(分) %	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計	時間分(分) %	
その他の者 小計	時間分(分) %	
計(②)	時間分(分) %	
合計(①+②=③)	他社の放送番組時間分(分) %	
備考	自社の放送番組時間分(分) %	

（注1） 供給者名の欄は、P86～89のそれぞれの場合に応じた別紙（9）アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載してください。

（注2） 合計の欄の比率は、P86～89のそれぞれの場合に応じた別紙（9）アの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載してください。

（注3） 備考の欄の比率は、P86～89のそれぞれの場合に応じた別紙（9）アの放送番組表の合計の欄の時間から合計(③)の欄の比率を差し引いた比率を記載してください。

（注4） 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付してください。

（注5） P87の別紙（9）ア（注8）の補完放送であって、1セグメント放送において主たる放送番組と異なる放送（サイマル放送を除く。）を行う場合（いわゆる「1セグメント放送における独立利用」を行う場合）には、当該補完放送に係る放送時間及び比率を別紙に記載してください。

（注6） P87の別紙（9）ア（注9）のいわゆる「12セグメント部分でのデータ放送の独

立利用」や「1セグメント放送におけるデータ放送」については記載不要です。

- (注7) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に () で再掲してください。

【別紙(9)カ】

カ外国語放送の放送時間

放送言語の区分	1週間の放送番組数	1週間の放送時間	比率
日本語 英語 〇〇語	番組	時間分(分)	%
合計	番組	時間分(分)	%

- (注1) P86～89のそれぞれの場合に応じた別紙(9)アの放送番組表に基づいて記載してください。
- (注2) この項目における放送番組は、P89「イ放送の目的別種類による放送時間等」の「放送の目的別種類」のうち、「その他」以外の放送番組について記載してください。
- (注3) 放送言語の区分の欄は、個々の放送番組において主に使用する1の言語を記載してください。ただし、複数の言語を使用し、1の言語を記載できない場合は、「複数言語」と記載してください。
- (注4) 比率の欄は、合計の欄の1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を記載してください。
- (注5) 1週間の放送時間の欄の「(分)」は、各項目の時間数を分数に換算したものを記載してください。

— (10) 放送番組の審議機関に関する事項 —

【別紙(10)】

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数	人				

- (注1) 住所の欄は、都道府県及び市区町村を記載してください。
- (注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載してください。
- (注3) 備考の欄は、次の事項を記載してください。
 ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該放送番組審議機関の名称
 イ 他の放送事業者の放送番組審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称
 ウ 予定のものについてはその旨
- (注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付してください。

— (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 —

【別紙 (11)】

様式適宜

(注) 次により記載してください。

- ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載してください。この場合において、編集の責任者については、その権限について併せて記載してください。
- イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載してください。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付してください。
- ウ 予定のものについては、その旨を記載してください。

— (12) 災害放送に関する事項 —

【別紙 (12)】

様式適宜

- (注1) 次により記載してください。なお、申請時において未作成であり、今後作成が予定されている場合は、作成・発効時期、検討状況等について記載してください。
- ア 災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)を記載してください。
- イ 演奏所及び親局送信所(予備送信所含む。)の機能喪失の場合において、代替手段による放送の継続を図るための計画等を作成している場合は、その概要について記載してください。下記注2における添付資料に記載されている等の理由から省略する場合は当該資料における該当ページを記載ください。
- ウ 他の基幹放送事業者、地方公共団体等との連携・協力体制について特段の定めがある場合は、その概要について記載してください。
- (注2) 災害放送の実施に関し、災害放送の実施要領やいわゆる災害対策マニュアル、業務継続計画(BCP)等の実施要領、マニュアル及び計画を作成している場合は、添付してください。当該添付資料において個人情報を含む場合は必要に応じてその部分を黒塗り等処理のうえご提出ください。未作成の場合は、理由又は検討状況等を記載してください。

緊急地震速報の導入状況(テレビジョン放送の場合(※1))

導入の有無 (※2)	運用開始時期 又は導入予定 時期	自動化方式の 導入の有無 (※2)	運用開始時期 又は導入予定 時期	文字スーパー 方式の導入 の有無 (※2)(※3)	運用開始時 期又は導入 予定時期
○	令和●●年□ □月△△日	○	令和●●年□ □月△△日	×	未定

(注) 多重単営社は提出不要です。

- ※1 兼営者は放送の種類ごとに記載してください。
- ※2 導入が未定の場合は余白に理由又は検討状況等を記載してください。
- ※3 テレビジョン放送の場合のみ記載してください。

— (15) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要—

【別紙 (15) ア】

ア兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

【別紙 (15) イ】

イ他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比 (B) / (A) ×100	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載してください。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載してください。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態となる場合は、出資金、寄附金等の出資の種類

— (16) 将来の事業予定—

【別紙 (16) ア】

ア視聴覚障害者向け放送の実施計画（字幕放送、解説放送及び手話放送の実施）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
字幕放送	% (%)	% (%)	% (%)	% (%)	% (%)
解説放送	%	%	%	%	%

(参考値)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
手話放送	分	分	分	分	分

(注1) テレビジョン放送の基幹放送業務を行う事業者においてのみ記載してください。

(注2) 申請を行う年を1年目として、5年間にわたる年度ごとの字幕放送及び解説放送の実施予定（目標）比率を記載してください。この場合において、字幕放送については、毎日6時から25時までのうち連続した18時間における字幕付与可能な全ての放送番組に対する比率を、解説放送については、毎日7時から24時までの間における権利処理上の理由等により解説を付することができない放送番組を除く全ての放送番組に対する比率を記載してください。

(注3) 字幕放送の欄の「(%)」に、毎日6時から25時までのうち連続した18時間から7時から24時までの17時間を除いた1時間における、字幕付与可能な全ての放送番組に対する字幕放送の実施予定（目標）比率を記載してください（県域放送を行う民間放送局については、記載不要です。）。

(注4) 申請を行う年から5年間にわたる年度ごとの手話放送の実施予定（目標）時間（1週間あたり平均）を記載してください（県域放送を行う民間放送局については、記載不要です。）。

(注5) 数値の推移について特段の事情や理由がある場合は余白に記載してください。

【別紙(16)イ】

イ視聴覚障害者向け放送の実施計画（CMへの字幕付与、緊急災害時の字幕付与及び手話放送）

様式適宜

(注) CMへの字幕付与、緊急災害時の字幕付与及び手話放送について、実施計画（手話放送については上記別紙(16)ア（注4）に該当する場合を除く。）及び現在の設備等の対応状況（設備等の対応をしていない場合は、今後の検討状況）を記載してください。

(イ) 放送法施行規則別表第八号 事業収支見積り

第1 見積表

ア 見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支								
	千円	千円								
1 売上高										
放送料										
有料放送料										
放送番組制作 料										
放送番組売上 料										
その他										
2 売上原価										
放送費										
放送委託費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3 売上総利益 (1 - 2)										
4 販売費及び一般 管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5 営業利益 (3 - 4)										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益 (5 + 6 - 7)										
備考										

- (注1) 第1年目は申請年度としてください。ただし、前年度の決算が申請期間以降となる場合には、申請の前年度を第1年目としてください。(例：令和5年9月決算の申請者については、令和4年10月1日から令和5年9月30日までが第1年目となります。)
- (注2) 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載してください。
- (注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載してください。
- (注4) 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限ります。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載してください。
- (注5) 放送委託費の欄は、自己の申請に係る基幹放送局提供事業者との間で締結した放送局設備供給契約に基づく当該供給役務料金の支出見込みを記載してください。
- (注6) 次の書類を添付してください。
- ア 放送料金表
- イ 最近の決算期における計算書類(放送法施行規則第86条第2項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができます。)
- ウ 売上高の将来見積りの算出の根拠についての概要(伸び率等の係数を用いる上でどのような市況動向予測調査、レポート等に基づき算出されたか等を説明するもの)
- エ その他参考となる資料
- (注7) 最終年度の売上高が初年度の売上高を下回る者については、費用削減方策について、第1見積表イ費用削減方策の様式に記載してください。
- (注8) 追加的にキャッシュフロー等の財務資料の提出や個別ヒアリング等を要請することがあります。

イ 費用削減方策

①最終年度の売上高 /初年度の売上高 (%)	②最終年度の費用 /初年度の費用 (%)	③直近3カ年の 費用増減率 (%)	④費用削減方策

- (注1) 第1見積表ア見積表の最終年度の売上が初年度の売上高を下回る場合に記載してください。
- (注2) 「費用」については「営業費用(「売上原価」+「販売費及び一般管理費」)」を用いてください。
- (注3) ③については、令和5年度の申請の場合、令和4年度の費用/令和2年度の費用で計算してください。
- (注4) ④については、5年間における費用の減少率が、売上高の減少率より大きい場合(①>②となる場合)または直近3カ年の費用増減率より大きい場合(②<③となる場合)には、その理由も併せて記載してください。
- (注5) 直近3カ年の計算書類を添付してください。(放送法施行規則第86条第2項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができます。)

第2見積りの根拠

ア収益

第〇年目

区分	1週間平均 の回数	単価	1週間平均 の収入	1年間の収入
(記載例)	回	千円	千円	千円
放送料				
Aタイム 30分				
15分				
Bタイム 30分				
15分				
Aスポット				
Bスポット				

(注1) P96の第1の表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載することとし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載してください。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができます。なお、第1年目については、開始時期が分かるように、表の上に「第1年目(令和〇〇年〇〇月から)」のように表記してください。

(注2) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができます。

イ費用

第〇年目

科目	金額	根拠
	千円	

(注1) P96の第1の表の2及び4の項の費用の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載してください。ただし、売上原価及び販管費のその他並びに営業外費用の科目については適宜の様式により記載してください。なお、第1年目については、開始時期が分かるように、表の上に「第1年目(令和〇〇年〇〇月から)」のように表記してください。

(注2) 根拠の欄は、単価、数量、員数、月数等をできる限り詳細に記載してください。

第3放送番組の主たる利用見込者

ふりがな	住所	1年間の 利用見込金額	1年間の平均の利用度		備考
氏名又は名称			回数	時間	
		千円		秒	

(注1) 他人の利用に供するものについて記載してください。

(注2) 利用見込者は、都道府県別に記載してください。(上位5社程度)

(注3) 住所の欄は、都道府県及び市区町村を記載してください。この場合において、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

- (注4) 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載してください。

無線局事項書（6枚目）「33 特定役員の氏名又は名称」等の記載について

(1) 無線局事項書（6枚目）33 から 35 の記載について

<留意事項>

- ・33 から 35 の欄は、記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限ります。）のものと同ーの場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができます。
- ・33 の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載してください。
- ・34 及び 35 の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付してください。

—33 特定役員の氏名又は名称—

フリガナ 氏名	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
			□有 □無	□有 □無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載してください。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出してください。
- (注2) 特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいいます。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載してください。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記してください。
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載してください。
- (注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限ります。）の写し）を添付してください。登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつては登記事項証明書に準ずる役員の一覧が記載された書類を添付してください。

—34 外国人等直接保有議決権割合及び 35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合に係る記載証拠様式—

ア 議決権の総数

区分		株式数(株)	議決権の数(個)	
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式等(F)		
		その他(G)		
単元未満株式(H)				
総数(I)				
備考	1 単元の株式数			

(注1) 最近日現在の議決権の状況について記載してください。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載してください。

(注3) (B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使ができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。))を除きます。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めません。

(注4) (C)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除きます。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めます。

(注5) (D)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除きます。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載してください。

(注6) (E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載してください。

(注7) (F)の欄は、放送法第116条第1項、第2項(第125条第2項において準用する場合を含む。)又は第125条第1項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同法第116条第4項(第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載してください。

(注8) (G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載してください。

(注9) (H)の欄には、単元未満株式の総数を記載してください。

(注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載してください。

(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付してください。

(注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載してください。(イにおいて同じ。)

イ 外資議決権比率に関する事項

区分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D) / 議決権の総数(%) (E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%) (H)	(E) × (G) (%) (I)	備考
							氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%) (G)			
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者										
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計者)(J)										
外資系日本法人	議決権の総数の10分の1以上を占める者										
合計											

(注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいい、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいいます。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第6条の3の2第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載してください。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等に

についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出してください。

- (注3) (A)の欄は、都道府県市区町村（外国法人等にあつてはこれに準ずるもの）を記載してください。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載してください。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しません。
- (注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載してください。
- (注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アの(C)の議決権制限株式を除きます。）の数を減じて計算した数を記載してください。
- (注7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(D)の比率を記載してください。
- (注8) (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載してください。
- (ア) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載してください。
- (イ) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合（1000分の1以上であるものに限ります。）に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。
- (注9) (I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載してください。
- (ア) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載してください。
- (イ) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載してください。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載してください。
- (注10) (E)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載してください。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載してください。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。）。
- (注11) 備考の欄は、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載してください。
- (注12) (J)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載してください。
- (注13) (C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付してください。

- (2) 業務認定申請書「特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」及び「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」の記載について

P100の「(1) 無線局事項書（6枚目）33から35の記載について」に準じて記載してください。

○無線局免許手続規則別表第二号の二第1基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)**【記載例】**

1 枚目

工事設計書		
1	無線局の区別	○○DTV
2	装置の区別	
	番号	第 1 装置 (現用)
3	送信の方式コード	TH3
4	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	X7W 470MHzから710MHz
	定格出力(W)	1kW
	低下させる方法コード	
	低下後の出力(W)	
	変調方式コード	OFDM
	発振コード	R
	製造者名	○○電気
	型式又は名称	TDUxxxxL
5	適合表示無線設備の番号	
	製造番号	TDUxxxxL
	通過帯域幅	
6	受信機	
	雑音指数(dB)	
6	設置場所番号	1

無線局事項書「13 基幹放送局の名称」の欄と同じ内容を記載する。

2つ以上の送信装置がある場合は、装置ごとに個別に番号を付ける。
また、この場合は送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように送信装置ごとに記載する。

地上デジタルテレビジョン放送の送信の方式

地上デジタルテレビジョン放送については、キャリア変調方式等を別紙に記載する。

7 無線局の区別		〇〇DTV				
空中線系	8 空中線番号	1 (主送信空中線)				
	9 空中線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
			T	LU		H
		9 9 9 9	270		40	
		9 9 9 9	250			
		9 9 9 9	10.1dBd			
	9 9 9 9	緯度	35.30.30	経度	135.30.30	
	10 給電線等	給電線損失(dB)	1.5			
		共用器損失(dB)	0.7			
		その他損失(dB)				
11 発射する周波数等	1					
12 受信する周波数						
13 空中線系に関するその他の事項	<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。 △△テレビ所属の△△DTVと空中線は共用。					
14 附属装置	コード		補足事項			
	ALM, MON					
	CON					
15 電源設備	区別	予備電源の有無		補足事項		
	演奏所	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	送信所	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		△△DTVと共用		
16 その他の工事設計	<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。					
17 添付図面	<input checked="" type="checkbox"/> 送受信機系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 電源系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 調整装置系統図					
18 備考	送信機の出力： 出力合成方法 1kW × 2 並列方式					

無線局事項書「13 基幹放送局の名称」の欄と同じ内容を記載する。

使用する空中線ごとに個別の番号を付す。また、括弧内には、「主送信空中線」のように記載する。

dBdで記載する。ただし、中波放送の周波数を送信するものにあつては、dBで記載する。

7 無線局の区別		〇〇DTV			
8 空中線番号		2 (予備空中線)			
9 空中線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
		T	LU		H
	海拔高(m)/地上高(m)	270		40	
	空中線柱の高さ(m)	250			
	利得 (dBd、dBi又はdB)	10.1dBd			
	空中線の位置	緯度	35.30.30	経度	135.30.30
10 給電線系	給電線損失(dB)	4.5			
	共用器損失(dB)	0.7			
	その他損失(dB)				
11 発射する周波数等		2			
12 受信する周波数					
13 空中線系に関するその他の事項		<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。 <input checked="" type="checkbox"/> △△テレビ所属の△△DTVと空中線は共用。			
14 附属装置		コード	補足事項		
		ALM, MON			
		CON			
15 電源設備	区別	予備電源の有無	補足事項		
	演奏所	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	送信所	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	△△DTVと共用		
16 その他の工事設計		<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。			
17 添付図面		<input checked="" type="checkbox"/> 送受信機系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 電源系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 調整装置系統図			
18 備考		送信機の出力： 出力合成方法 1kW × 2 並列方式			

無線局事項書「13 基幹放送局の名称」の欄と同じ内容を記載する。

dBdで記載する。ただし、中波放送の周波数を送信するものにあつては、dBで記載する。

1 枚目

工事設計書		
1	無線局の区別	〇〇DTV
2	装置の区別	
	番号	第 2 装置 (現用)
3	送信の方式コード	TH3
4	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	X7W 470MHzから710MHz
	定格出力(W)	1kW
	低下させる方法コード	
	低下後の出力(W)	
	変調方式コード	OFDM
	発振コード	R
	製造者名	〇〇電気
	型式又は名称	TDUxxxxL
	適合表示無線設備の番号	
製造番号	TDUxxxxL	
5	受信機	
	通過帯域幅	
	雑音指数(dB)	
6	設置場所番号	1

無線局事項書「13 基幹放送局の名称」の欄と同じ内容を記載する。

2つ以上の送信装置がある場合は、装置ごとに個別に番号を付ける。
また、この場合は送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように送信装置ごとに記載する。

1 枚目

工事設計書		
1	無線局の区別	〇〇DTV
2	装置の区別	第 3 装置 (予備)
	番号	1, 2
3	送信の方式コード	TH3
4	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	X7W 470MHzから710MHz
	定格出力(W)	1kW
	低下させる方法コード	
	低下後の出力(W)	
	変調方式コード	OFDM
	発振コード	R
	製造者名	〇〇電気
	型式又は名称	TDUxxxxL
	適合表示無線設備の番号	
製造番号	TDUxxxxL	
5	受信機	
	通過帯域幅	
	雑音指数(dB)	
6	設置場所番号	1

無線局事項書「13 基幹放送局の名称」の欄と同じ内容を記載する。

2つ以上の送信装置がある場合は、装置ごとに個別に番号を付ける。
また、この場合は送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように送信装置ごとに記載する。

予備装置に対する現用装置の番号を記載する。

5 枚目（発射する周波数等の欄に番号を記入する場合に限る。）

無線局事項書「13
基幹放送局の名称」
の欄と同じ内容を記
載する。

23	無線局の区別		〇〇D T V			
24	周波数 番号	電波の 型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は 等価等方輻射電力	補足事項
	1	X7W	473.142857MHz	1kW	最大ERP 4.8kW	主空中線使用
	2	X7W	473.142857MHz	1kW	最大ERP 4.8kW	予備中線使用

特に希望する周波数
がある場合には、具
体的な周波数を記載
する。

無線局に一枚記載。

24 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力

7 問い合わせ先一覧

- 北海道総合通信局
〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
情報通信部放送課 011-709-2311 (内) 4665
- 東北総合通信局
〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎
放送部放送課 022-221-0671 (ラジオ放送担当)
022-221-4710 (テレビジョン放送担当)
- 関東総合通信局
〒102-8795 千代田区九段南1丁目2-1 九段第3合同庁舎
放送部放送課 03-6238-1705 (ラジオ放送担当)
03-6238-1706 (テレビジョン放送担当)
- 信越総合通信局
〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
情報通信部放送課 026-234-9939
- 北陸総合通信局
〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎
情報通信部放送課 076-233-4492
- 東海総合通信局
〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15-1 名古屋合同庁舎第3号館
放送部放送課 052-971-9148 (ラジオ放送担当)
052-971-9110 (テレビジョン放送担当)
- 近畿総合通信局
〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館
放送部放送課 06-6942-8568 (ラジオ放送担当)
06-6942-8624 (テレビジョン放送担当)
- 中国総合通信局
〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
放送部放送課 082-222-3384
- 四国総合通信局
〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4
情報通信部放送課 089-936-5037
- 九州総合通信局
〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎
放送部放送課 096-326-7307
- 沖縄総合通信事務所
〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋 B街区5階
情報通信課 098-865-2307
- ☆ 総務省情報流通行政局地上放送課
〒100-8926 千代田区霞が関2丁目1の2 中央合同庁舎2号館
03-5253-5793